

小平アクティブプラン21

(第四次小平市男女共同参画推進計画)【原案】

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

～だれもが共に認めあい、自分らしく輝いて～

令和4年3月

小平市

小平アクティブプラン21

(第四次小平市男女共同参画推進計画)

策定にあたって



平成8（1996）年、初めの計画が策定されてから、約25年が経過しました。小平市では、平成21年に男女共同参画社会の実現を目的とした「小平市男女共同参画推進条例」を制定、平成29年3月には第三次小平市男女共同参画推進計画を策定し、男女共同参画の推進を最重要課題の一つとして位置付け、総合的に取り組んでまいりました。

世界の動きでは、平成27（2015）年、国連サミット「SDGs 持続可能な開発目標」が採択され、5番目の目標として、ジェンダー平等が掲げられています。

また、国では、令和2（2020）年に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、『男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関する事等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものである』ことが明記されました。

社会情勢の変化に伴い、市を取り巻く環境も大きな変化に直面し、価値観やライフスタイルの多様化により、男女共同参画の視点はますます重要性を増すものと認識しております。

このような状況を踏まえ、市では、令和4年度から令和8年度までの5年間を期間とする新たな計画、「小平アクティブプラン21（第四次小平市男女共同参画推進計画）～だれもが共に認めあい、自分らしく輝いて～」を策定いたしました。

今後は、本計画の基本理念でもあります「だれもが、性別による無意識の思い込みにとらわれることなく、共につながりを持ちながら認めあい、自分らしくいきいきとその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現」をめざし、さらに広い視点で施策の推進を図っていきます。

本計画の推進のためには、市と市民、事業者がともに関わり、取り組むことが重要であり、ここに『小平市男女共同参画都市』を宣言し、男女共同参画社会の実現へ向けたより一層の取組を邁進してまいります。

皆様におかれましては、今後とも、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

計画策定にあたり、ご尽力いただきました小平市男女共同参画推進審議会の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等でご意見をお寄せいただきました皆様方に、心から御礼申し上げます。

令和4（2022）年3月

小平市長

小林洋子

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的	3
2. 計画の期間	3
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の策定方法	5
5. 男女共同参画をめぐる主な動き	6

第2章 小平市の現状と課題

1. 人口と世帯の推移	11
2. 市における男女共同参画の現状	14
3. 市民意識・事業所実態調査結果	16
4. 第三次推進計画における取組の総括と課題	25

第3章 計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念	33
2. 計画の基本的視点	33
3. 計画の基本目標	34
4. 施策の体系	35
5. 重点項目	36
6. 推進体制・進行管理	36

第4章 施策の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性活躍の実現	39
基本目標Ⅱ さまざまな困難を抱える方にとっての安全・安心な暮らし	49
基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画と推進体制の整備・強化	57

資料

1. 用語解説	65
2. 男女共同参画社会基本法	69
3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	72
4. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	78
5. 小平市男女共同参画推進条例	86
6. 小平市男女共同参画センター条例	89
7. 第四次小平市男女共同参画推進計画の策定体制・経過	90

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

小平市では、平成8(1996)年度に小平市女性施策推進計画としての「小平アクティブプラン21～男と女の共同参画をめざして」を策定し、第二次推進計画として平成19(2007)年度から平成28(2016)年度までを計画期間とした「小平アクティブプラン21～男女が共同参画するまち こだいら」、第三次推進計画として平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までを計画期間とした「小平アクティブプラン21～男女が自分らしくいきいきと暮らす社会の実現をめざして」を策定して、全庁的に事業に取り組み、毎年の進捗状況を点検・評価してきました。

現行の第三次推進計画の計画期間が令和3年度末で終了することを踏まえ、平成21(2009)年に制定した小平市男女共同参画推進条例に則り、少子高齢化や経済状況等の社会情勢の変化、市を取り巻く環境を的確にとらえ、令和4(2022)年度からの第四次小平市男女共同参画推進計画を策定しました。

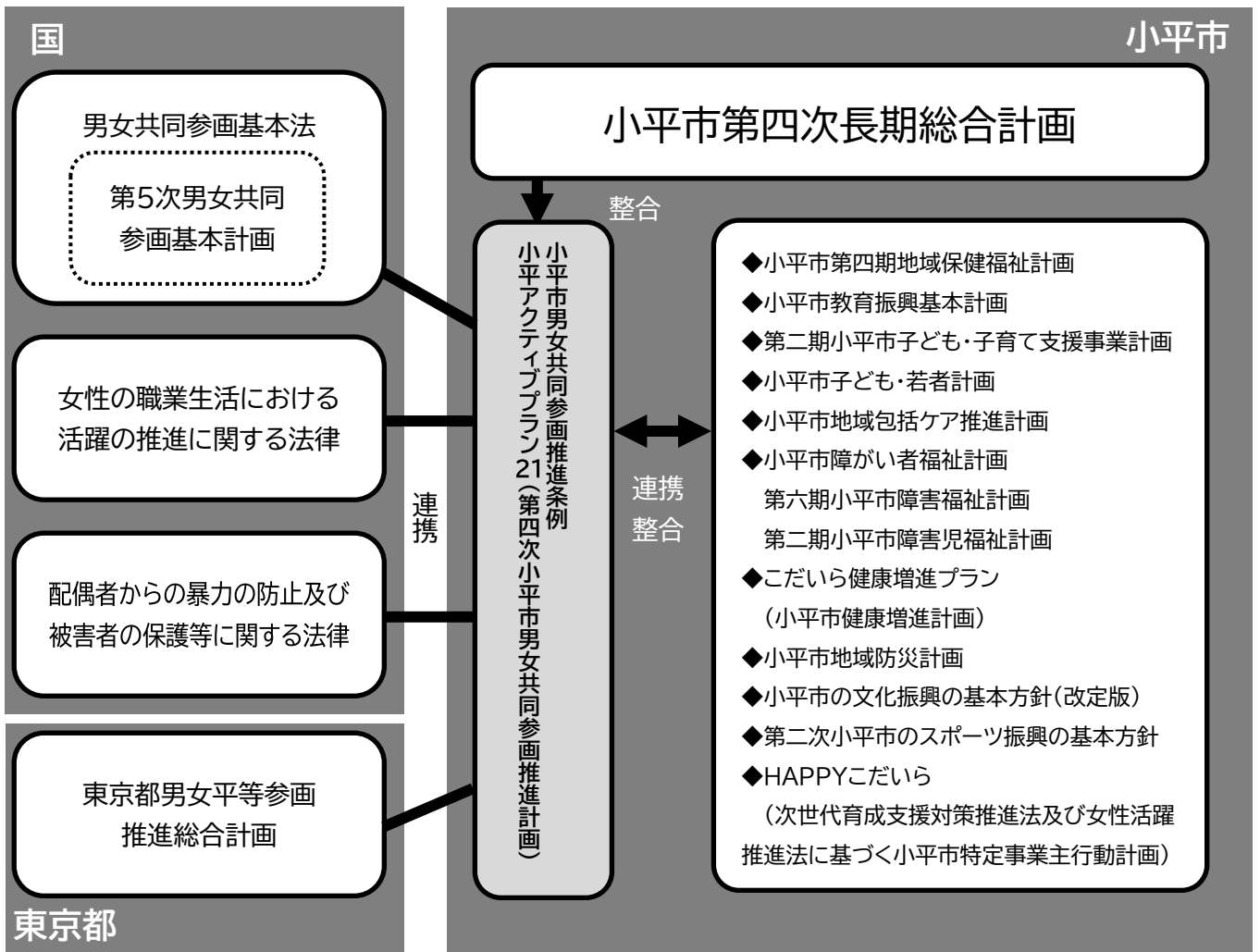
2. 計画の期間

この計画の期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。

	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
国	第4次男女共同参画基本計画				第5次男女共同参画基本計画					
	東京都男女平等参画推進総合計画					改訂版東京都男女平等参画推進総合計画 (仮)				
東京都										
	小平市第三次長期総合計画				小平市第四次長期総合計画 (R14年度まで)					
	第三次小平市男女共同参画推進計画					第四次小平市男女共同参画推進計画				
小平市										

3. 計画の位置づけ

- ・男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画推進計画です。
- ・小平市男女共同参画推進条例第9条に定める男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、小平アクティブプラン21(第三次男女共同参画推進計画、以下、「小平アクティブプラン21(第三次)」という。)を継承しています。
- ・小平市第四次長期総合計画や市の関連計画との整合性を図っています。
- ・国の第5次男女共同参画基本計画及び東京都が策定した関連計画との整合性を図っています。
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含して策定しています。
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含して策定しています。



4. 計画の策定方法

①男女共同参画推進審議会の開催

小平市男女共同参画推進審議会で計画素案の内容、計画案について審議し、意見をいただきました。

②庁内検討組織

市長等で構成する小平市男女共同参画推進本部と、その下に組織された小平市男女共同参画推進委員会にて関係部局との連携により内容等の検討を行いました。

③市民意識・事業所実態調査の実施

男女共同参画推進計画の策定に必要な基礎資料を作成することを目的としてアンケート調査を実施しました。

【市民意識調査】

調査対象:小平市在住の18歳以上の市民2,000人を対象

実施期間:令和2(2020)年9月7日(月)~9月28日(月)

調査方法:郵送配布・郵送回収

有効回収率:40.7%

【事業所実態調査】

調査対象:小平市内従業者数5人以上の事業所2,000件を対象

実施期間:令和2(2020)年9月7日(月)~9月28日(月)

調査方法:郵送配布・郵送回収

有効回収率:25.7%

④市民意見公募手続(パブリックコメント)と地域懇談会の実施

素案に関する市民意見公募手続(パブリックコメント)と地域懇談会を実施し、意見の聴取に努めました。

【市民意見公募手続(パブリックコメント)】

募集期間:令和3(2021)年11月20日(土)から12月19日(日)

【地域懇談会】

	日時	場所	参加者数
1	令和3年11月12日(金)午前10時~10時30分	小川西町公民館	39人
2	令和3年11月16日(火)午後2時~2時30分	ルネこだいら	33人
3	令和3年12月5日(日)午前10時~10時30分	中央公民館	97人

5. 男女共同参画をめぐる主な動き

年	世界の動き	国・都の動き	小平市の動き
昭和50年 (1975年)	・「国際婦人年」世界会議	・「婦人問題企画推進本部」設置(国)	
昭和52年 (1977年)		・「婦人の10年国内行動計画」策定(国)	
昭和54年 (1979年)	・「女子差別撤廃条約」採択		
昭和58年 (1983年)		・「婦人問題解決のための新東京都行動計画－男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定(都)	
昭和60年 (1985年)	・ナイロビ世界女性会議「ナイロビ将来戦略」採択	・改正「国籍法」施行(国) ・「男女雇用機会均等法」制定(国)※1 ・「女子差別撤廃条約」の批准(国)※2	
昭和62年 (1987年)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定(国)	
平成3年 (1991年)		・「女性問題解決のための東京都行動計画－21 世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定(都)	
平成5年 (1993年)	・ウィーン会議 女性に対する暴力の撤廃(国連世界人権会議)	・「パートタイム労働法」制定(国)※3	
平成6年 (1994年)	・国際人口・開発会議「女性の性に関する健康と権利を含む行動計画」採択		・「小平市女性施策推進計画策定検討懇談会」設置
平成7年 (1995年)	・第4回世界女性会議(北京会議)開催	・「育児・介護休業法」制定(国)※4	
平成8年 (1996年)		・「男女共同参画 2000 年プラン～男女共同参画社会の形成の促進に関する西暦 2000 年(平成 12 年)度までの国内行動計画～」策定(国)	・「小平アクティブプラン21」策定※5
平成9年 (1997年)		・「男女雇用機会均等法」改正(国)※1	
平成10年 (1998年)		・「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定(都)	
平成11年 (1999年)		・(改正)「男女雇用機会均等法」※1 「労働基準法」「育児・介護休業法」※4 施行(国) ・「男女共同参画社会基本法」制定(国)	・「小平市女性施策推進協議会」設置
平成12年 (2000年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)開催	・「ストーカー行為等規制法」施行(国)※6 ・「男女共同参画計画」策定(国) ・「東京都男女平等参画基本条例」制定(都)	
平成13年 (2001年)		・男女共同参画会議及び男女共同参画局設置(国) ・「DV防止法」成立(国)※7	

年	世界の動き	国・都の動き	小平市の動き
平成14年 (2002年)		<ul style="list-style-type: none"> 改正「育児・介護休業法」※4 施行(国) 「チャンス&サポート東京プラン2002」策定(都)※8 	<ul style="list-style-type: none"> 改定版「小平アクティブプラン21」策定※5
平成15年 (2003年)		<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」施行(国) 「少子化社会対策基本法」成立(国) 	
平成16年 (2004年)		<ul style="list-style-type: none"> 「性同一性障害者特例法」施行(国)※9 「DV防止法」改正(国)※7 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針」策定(国) 	<ul style="list-style-type: none"> 「小平市男女共同参画センター条例」制定 小平市男女共同参画センター“ひらく”設置
平成17年 (2005年)		<ul style="list-style-type: none"> 改正「育児・介護休業法」施行(国)※4 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定(国) 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施
平成18年 (2006年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」改正(国)※1 「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定(都) 	
平成19年 (2007年)		<ul style="list-style-type: none"> 改正「男女雇用機会均等法」施行(国)※1 「パートタイム労働法」改正(国)※3 「DV防止法」改正(国)※7 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定(国) 	<ul style="list-style-type: none"> 「小平アクティブプラン21(第二次)」策定※5
平成20年 (2008年)		<ul style="list-style-type: none"> 改正「DV防止法」施行(国)※7 改正「パートタイム労働法」施行(国)※3 	
平成21年 (2009年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際女性差別撤廃委員会が日本政府の第6次レポートに対する最終見解 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」改正(施行は2010年、一部の規定は2015年施行)(国)※4 「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定(都) 	<ul style="list-style-type: none"> 「小平市男女共同参画推進条例」制定 「男女共同参画推進審議会」設置
平成22年 (2010年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」施行(国)※4 「第3次男女共同参画基本計画」策定(国) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定(国) 	
平成23年 (2011年)	<ul style="list-style-type: none"> UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関)発足 		
平成24年 (2012年)	<ul style="list-style-type: none"> 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定(国) 「チャンス&サポート東京プラン2012」策定(都)※8 「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定(都) 	
平成25年 (2013年)		<ul style="list-style-type: none"> 「DV防止法」一部改正(国)※7 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成(国) 「ストーカー行為等規制法」改正(国)※6 	

年	世界の動き	国・都の動き	小平市の動き
平成26年 (2014年)		・内閣府「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置(国)	
平成27年 (2015年)	・国連サミット「SDGs 持続可能な開発目標」採択	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定(国) ・「第4次男女共同参画基本計画」策定(国)	・「男女共同参画推進についての市民意識・実態調査」実施
平成28年 (2016年)	・第60回国連女性の地位委員会	・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! 2016)開催(国)	
平成29年 (2017年)		・「男女雇用機会均等法」※1、「育児・介護休業法」※4 一部改正(国) ・「東京都男女平等参画推進総合計画」策定(都) ・「東京都女性活躍推進計画」策定(都) ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定(都)	・「小平アクティブプラン21(第三次)」策定※5
平成30年 (2018年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行(国) ・「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定(国) ・「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」制定(都)	
令和元年 (2019年)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正(国) ・「労働施策総合推進法」改正(国)	
令和2年 (2020年)		・改正「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行(国) ・第5次男女共同参画基本計画策定(国)	・「男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査」実施
令和3年 (2021年)		・「東京都男女平等参画推進総合計画」改定(都)	
令和4年 (2022年)			・「小平アクティブプラン21(第四次)」策定※5

※1 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

※2 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

※3 短時間労働者の雇用の管理の改善等に関する法律

※4 育児休業、介護休業等育児又は介護家族を行う労働者の福祉に関する法律

※5 小平市男女共同参画推進計画

※6 ストーカー行為等の規制等に関する法律

※7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

※8 男女平等のための東京都行動計画

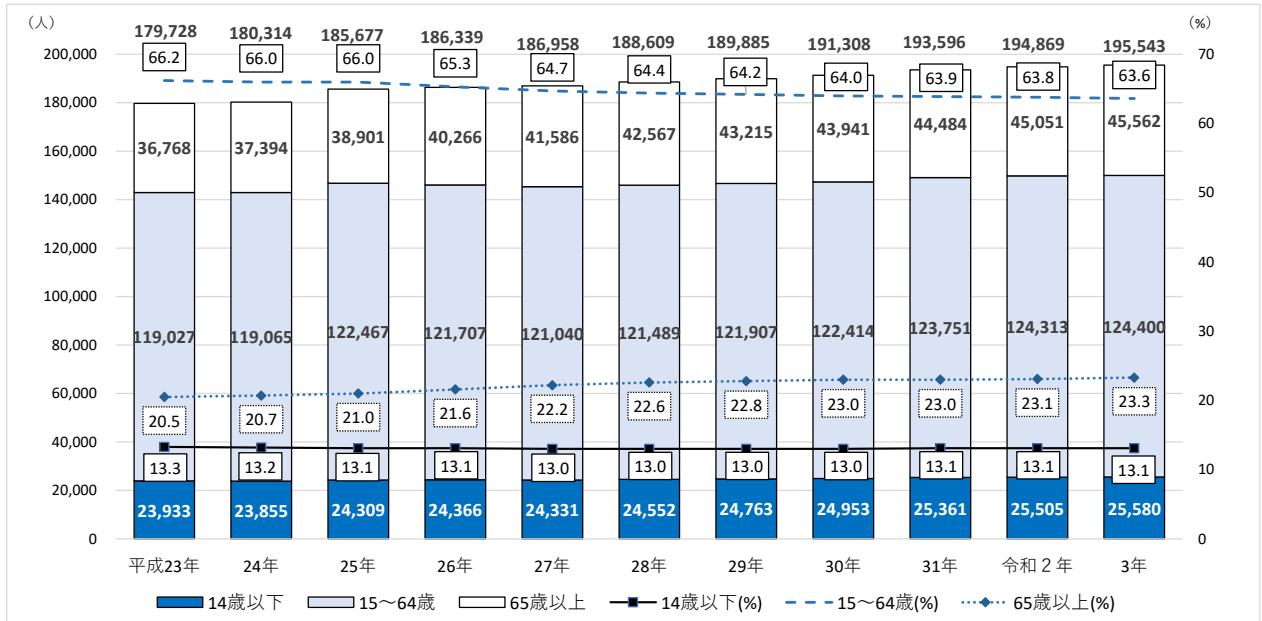
※9 性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律

第2章 小平市の現状と課題

1. 人口と世帯の推移

①年齢別人口の推移

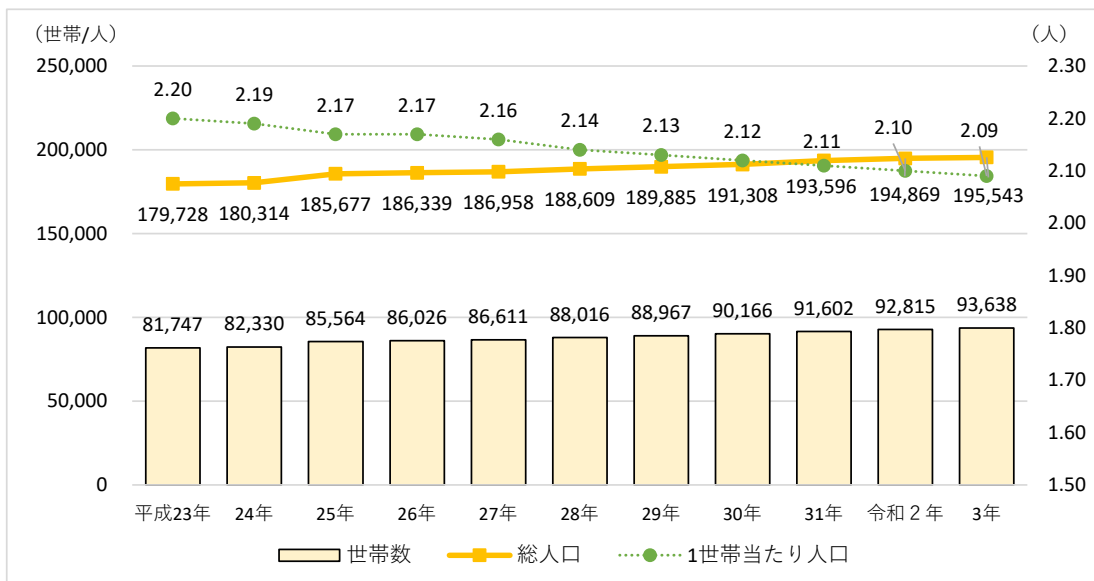
総人口は増加しており、20万人に迫っています。いずれの年齢層も増加していますが、特に65歳以上の増加が目立っています。人口割合をみると、最近10年間で14歳以下は横ばい、15～64歳は微減、65歳以上は微増となっています。



資料:住民基本台帳による東京都の世帯と人口(各年1月1日現在)

②世帯の推移

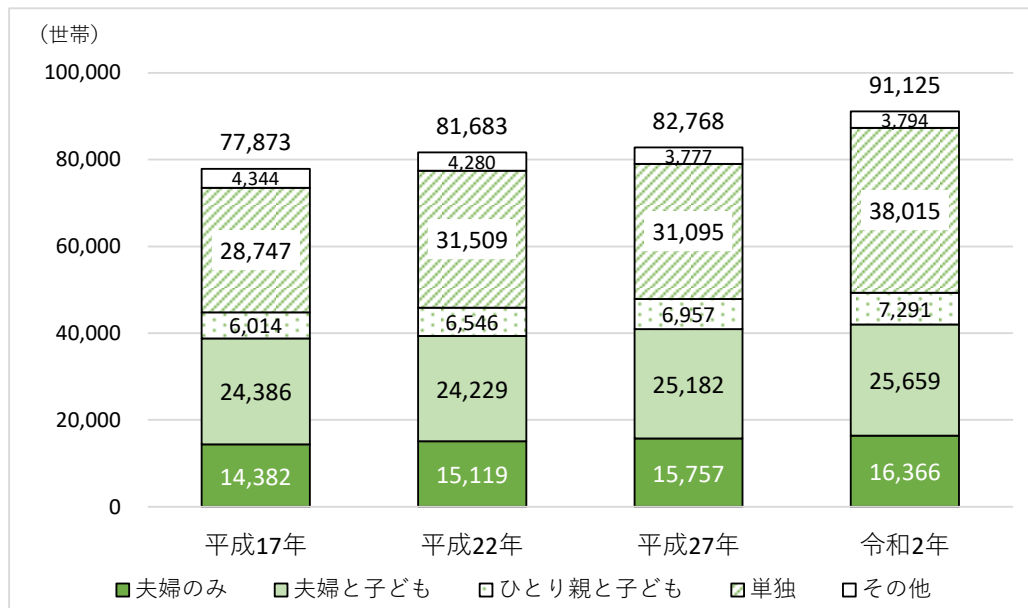
世帯数は増加が続き、10年前よりも1万世帯以上増えています。世帯数の増加率は人口の増加率を上回るため、1世帯当たりの人口は減少傾向となっています。



資料:住民基本台帳による東京都の世帯と人口(各年1月1日現在)

③世帯の家族類型の変化

総世帯数の増加に伴い、「夫婦のみ」及び「ひとり親と子ども」の世帯数が増加を続けています。なお、令和2年の総世帯数は91,125世帯と大幅な伸びを示し、単独世帯の増が大きな要因となっています。

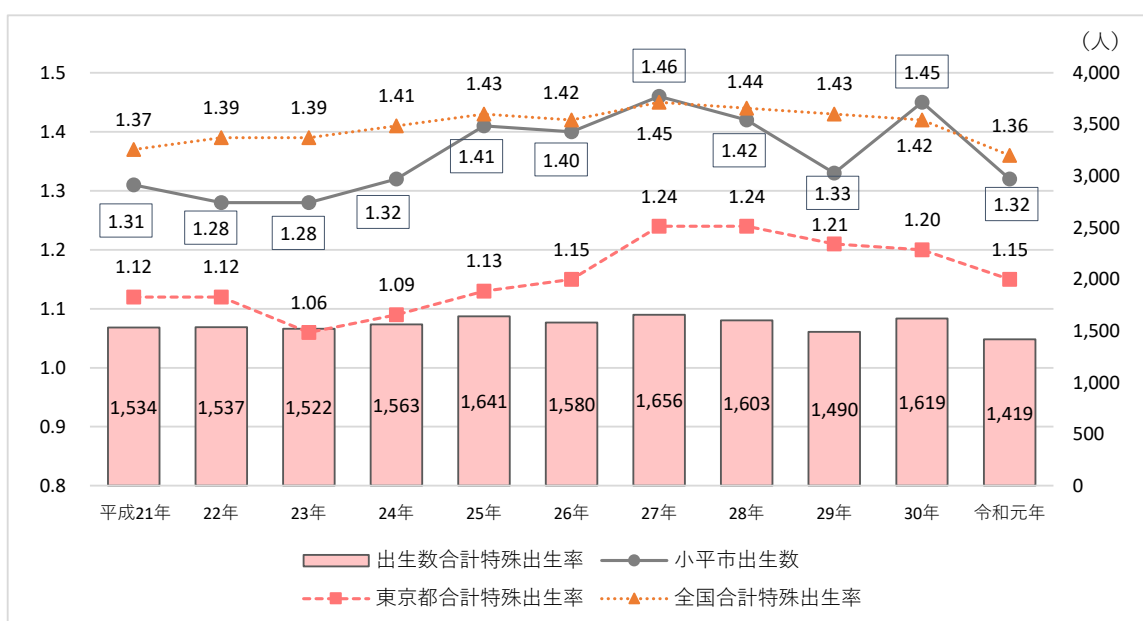


資料:国勢調査

④出生数と合計特殊出生率の推移

出生数は増減を繰り返しながら、平成30(2018)年までは1580±90人の範囲内で推移しています。令和元(2019)年は近年の中で最も少なくなっており、この傾向は東京都、全国でも同様となっています。

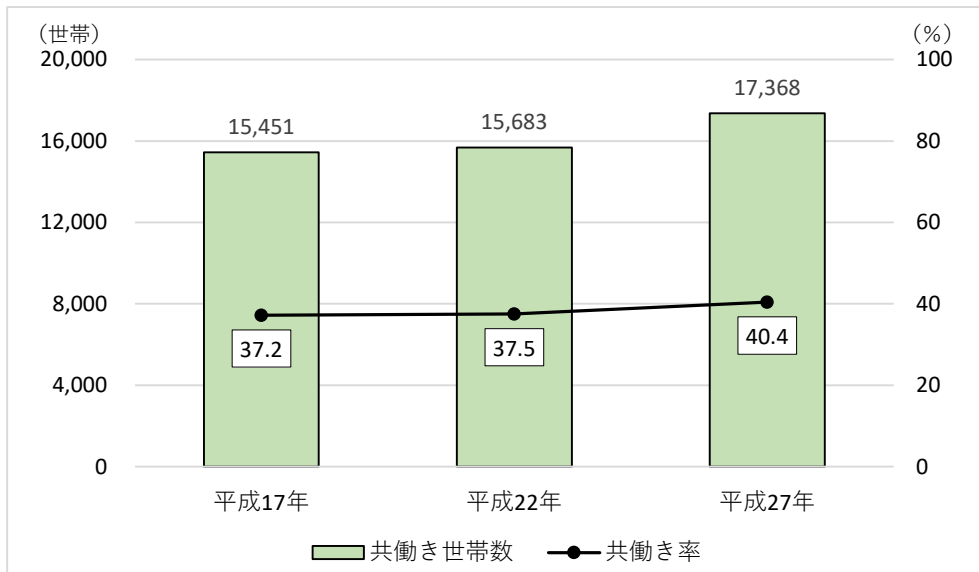
合計特殊出生率も増減を繰り返しながら、平成30(2018)年までは上昇傾向で推移していましたが、令和元(2019)年は数値を下げました。また、東京都と比べると高い水準を維持しており、全国値に近くなっています。



資料:小平市令和2年版統計書、東京都福祉保健局「人口動態統計年報(確定数)平成30年」

⑤共働き世帯の推移

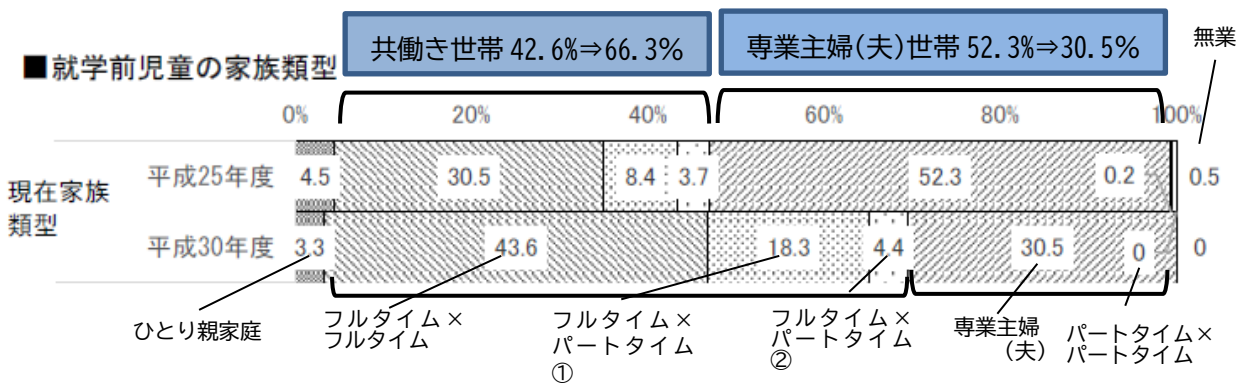
夫婦ともに就業者の世帯数は増加傾向にあり、夫婦のいる一般家庭に占める割合は平成27(2015)年で4割を超えています。



資料:国勢調査

⑥就学前児童の家族類型

共働き世帯が増え、専業主婦(夫)世帯の割合を超えています。



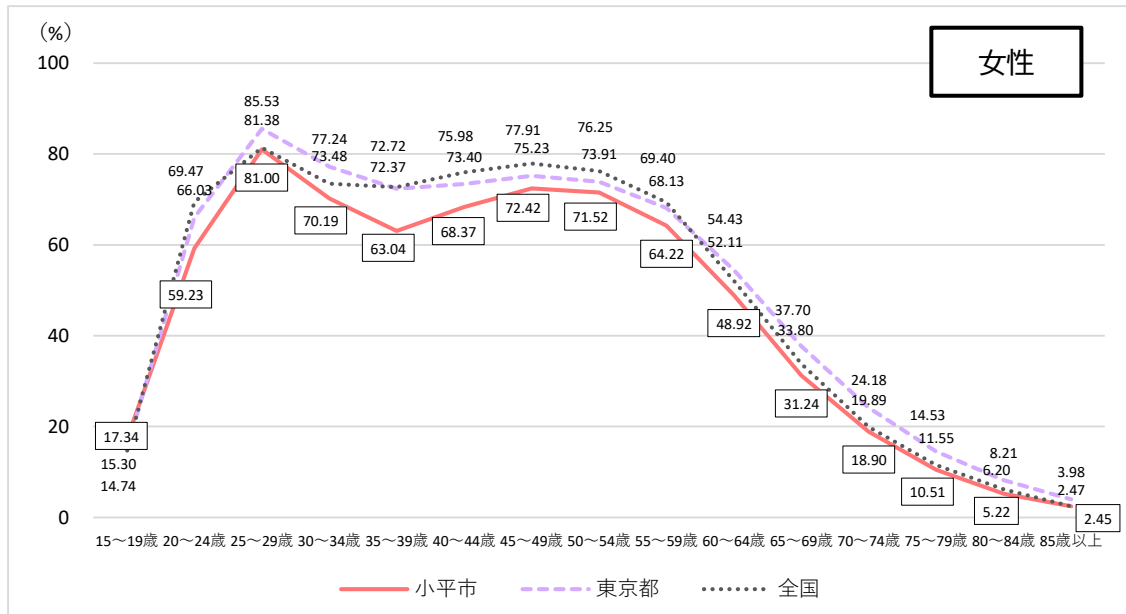
①月120時間以上+下限時間(※)~120時間の一部
 ②下限時間(※)未満+下限時間(※)~120時間の一部
 ※下限時間は、各自治体における保育の必要性の下限時間(小平市は48時間)

資料:第二期小平市子ども・子育て支援事業計画(令和2年3月)をもとに作成

2. 市における男女共同参画の現状

①年齢別労働力率の推移

平成27(2015)年の年齢別労働力率を東京都や全国と比較すると、小平市は20歳以上の全ての年代で都や全国を下回り、35～39歳を底として45～49歳まで上昇する傾向となっています。



資料:国勢調査(平成27年)

②配偶関係別労働力率の推移

有配偶の労働力率は35～39歳を底として、以降上昇に転じ、50～54歳で最も高くなります。未婚は60歳以降に有配偶よりも低下の傾向を見せています。



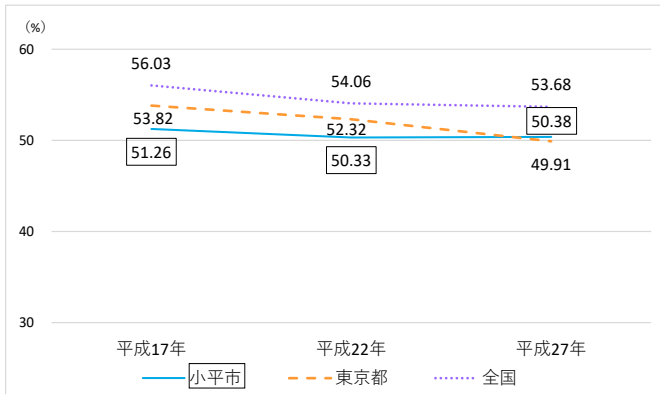
資料:国勢調査(平成27年)

③就業率の推移

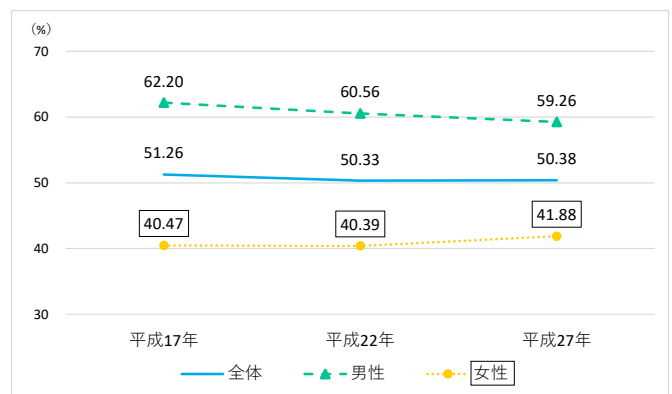
男女を合わせた就業率は全国平均を下回っていますが、その差は縮まりつつあります。

平成22(2010)年から27(2015)年にかけて、女性の就業率が1.49ポイント増加し、全体の就業率微増に寄与しています。

全体



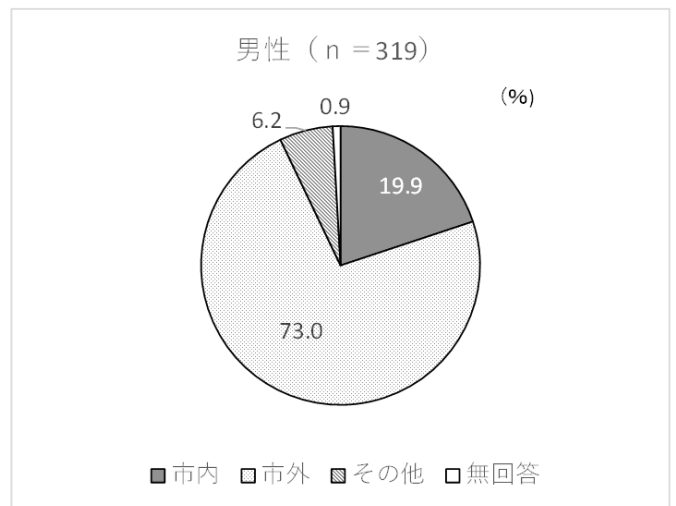
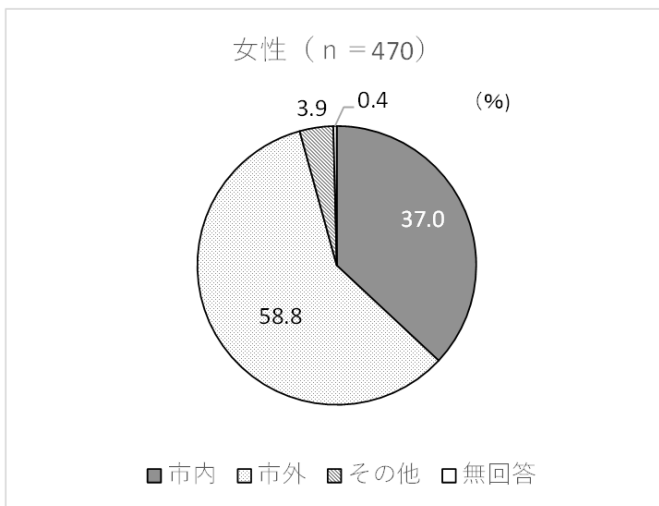
小平市



資料:国勢調査

④就業者の勤務地

市外へ勤務している割合は女性の6割弱に対して、男性は7割を超えています。



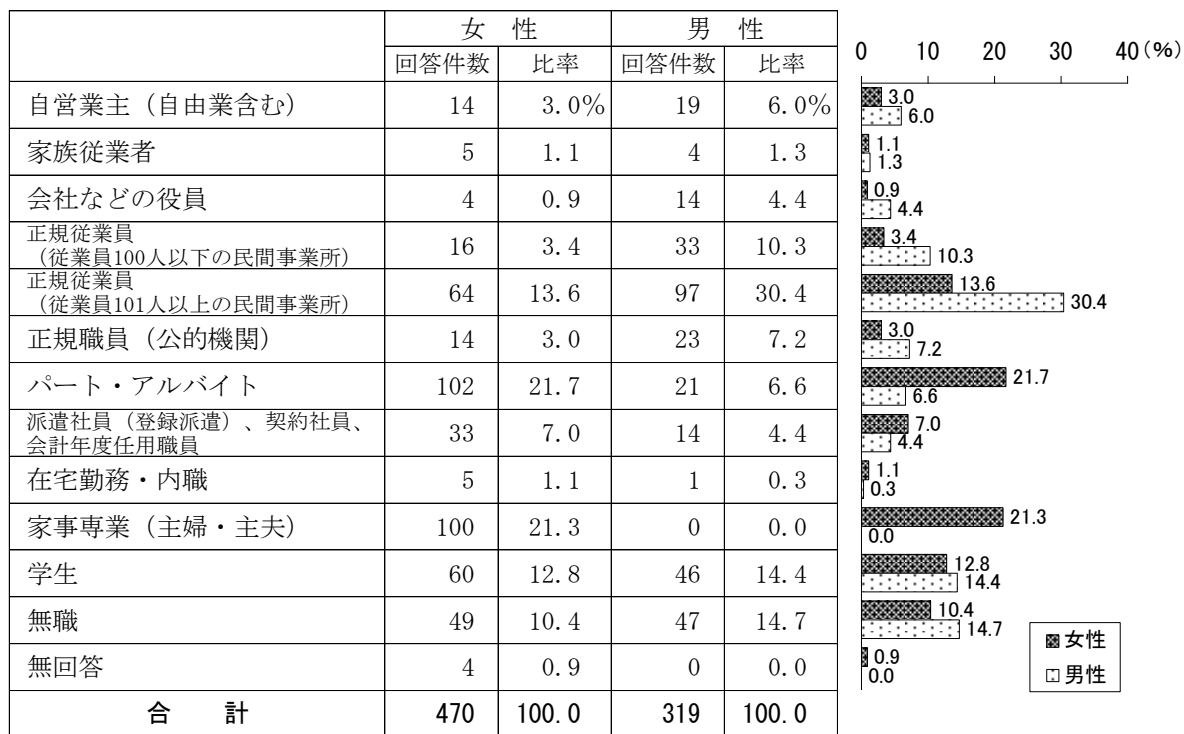
資料:小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)をもとに作成 (n=811)

3. 市民意識・事業所実態調査結果

<就業、雇用の状況について>

■職業

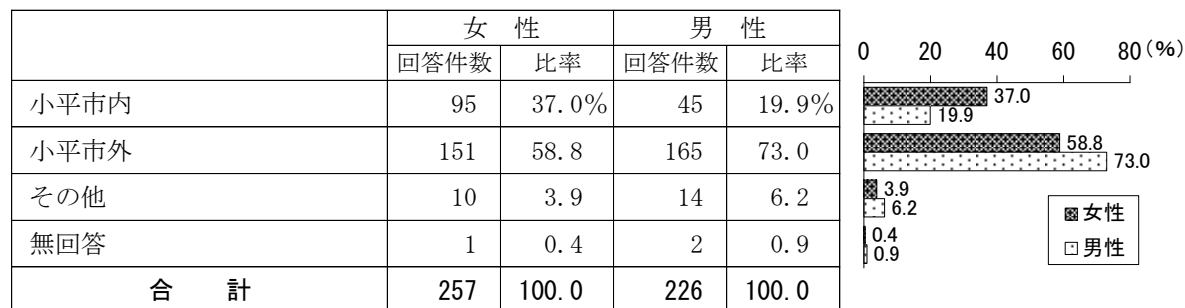
正規雇用の割合は、女性 25.0%、男性 59.6%と性別で大きく差が出ています。



資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

■勤務地（働いている方のみ）

女性の約4割、男性の約2割が市内で働いている状況です。

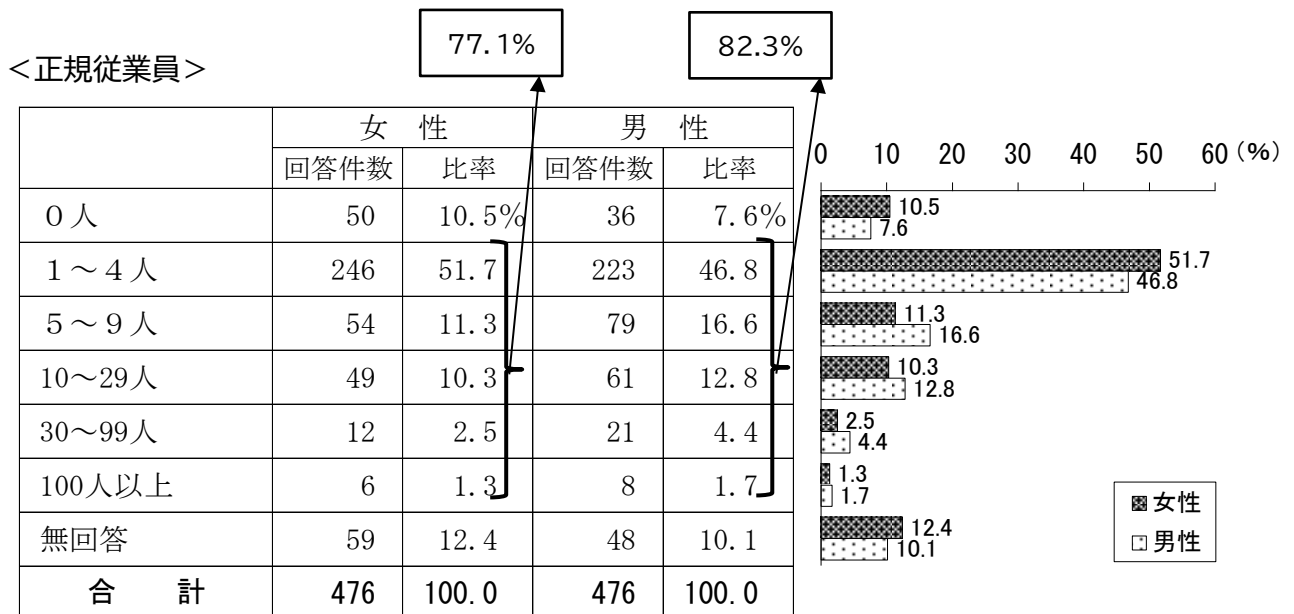


資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

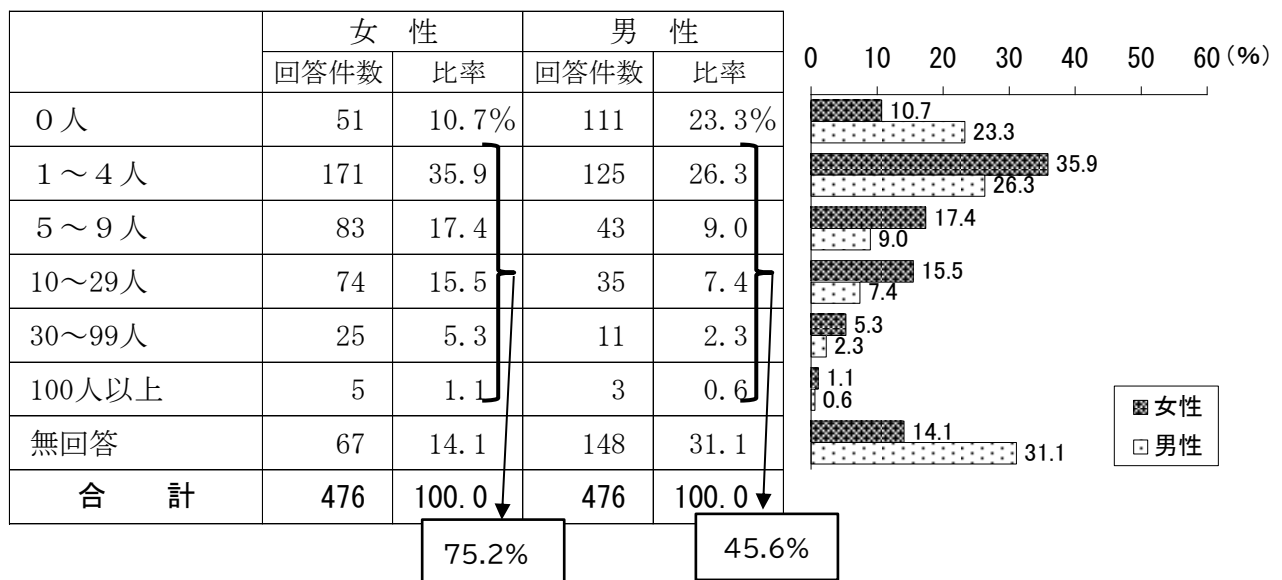
■市内事業所全体の常用労働者数

市内事業所の正規従業員の男女の割合を規模別にみると、女性の正規従業員のいる事業所割合は77.1%、男性の正規従業員のいる事業所割合は82.3%と男女で大きな差はありません。

一方、非正規従業員の男女の割合では、女性の非正規従業員のいる事業所割合は75.2%、男性の非正規従業員のいる事業所割合は45.6%と、いずれの従業員規模でも女性が上回ります。



<非正規従業員（パート、契約・派遣社員等）>

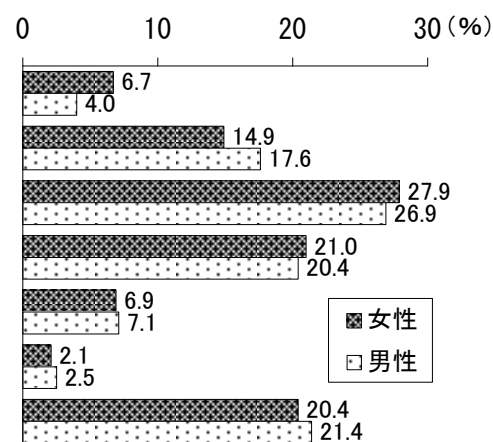


資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査（令和3年1月）

■市内事業所の正規従業員の平均年齢

平均年齢は、女性45.47歳、男性46.07歳となっています。

	女 性		男 性	
	回答件数	比率 %	回答件数	比率 %
20代	32	6.7	19	4.0
30代	71	14.9	84	17.6
40代	133	27.9	128	26.9
50代	100	21.0	97	20.4
60代	33	6.9	34	7.1
70歳以上	10	2.1	12	2.5
無回答	97	20.4	102	21.4
合 計	476	100.0	476	100.0

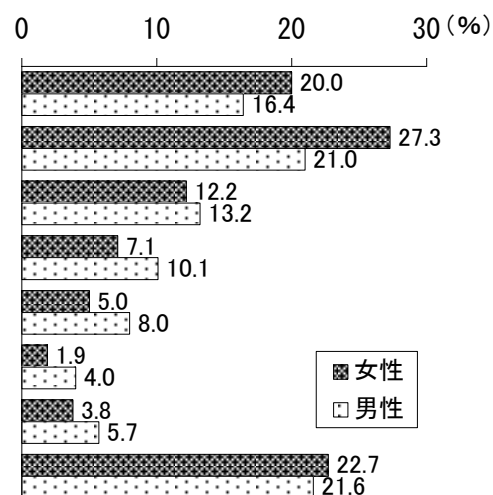


資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)

■市内事業所の正規従業員の平均勤続年数

平均勤続年数は、女性10.12年、男性12.23年となっています。

	女 性		男 性	
	回答件数	比率 %	回答件数	比率 %
5年未満	95	20.0%	78	16.4%
5～9年	130	27.3	100	21.0
10～14年	58	12.2	63	13.2
15～19年	34	7.1	48	10.1
20～24年	24	5.0	38	8.0
25～29年	9	1.9	19	4.0
30年以上	18	3.8	27	5.7
無回答	108	22.7	103	21.6
合 計	476	100.0	476	100.0

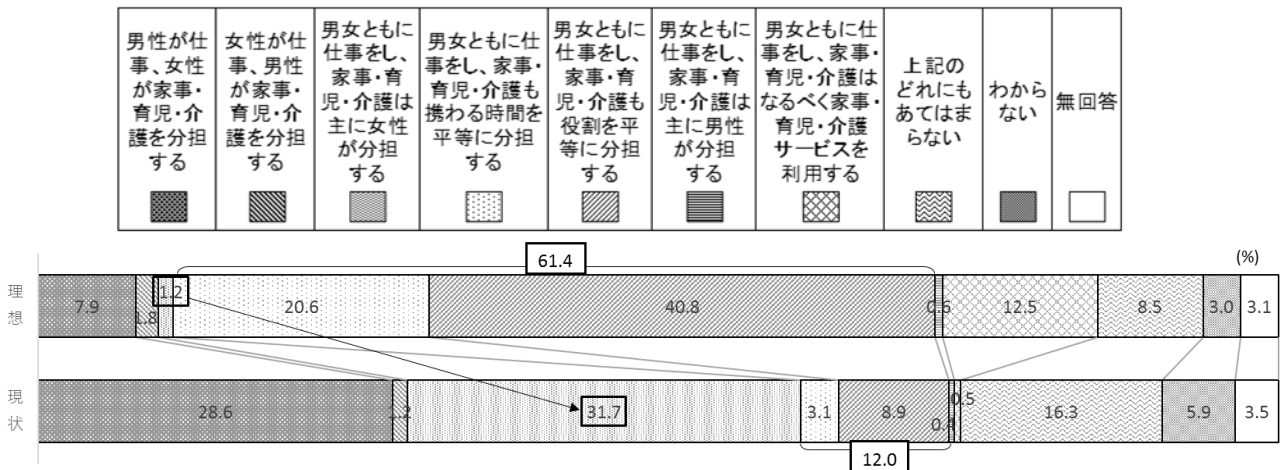


資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)

<ワーク・ライフ・バランスについて>

■男女の役割分担の理想と現状

理想では『男女ともに仕事をし、家事・育児・介護も平等に分担する』と考える人が6割程度ですが、現状で平等に分担できているのは1割程度にとどまります。

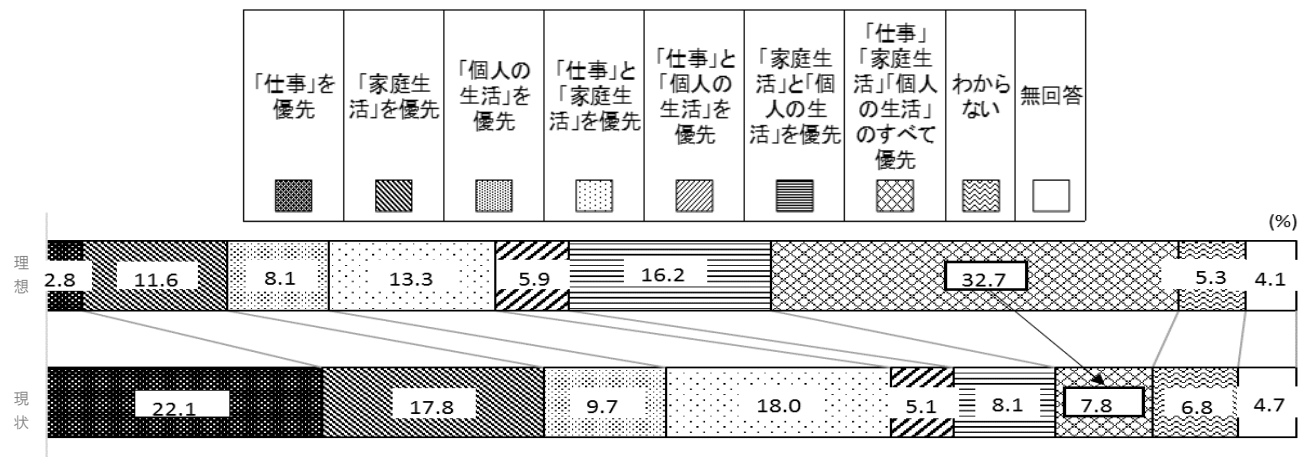


資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)

■ワーク・ライフ・バランスの理想と現状

理想では『「仕事」「家庭生活」「個人の生活」のすべて優先』と考える人が3割程度となっています。

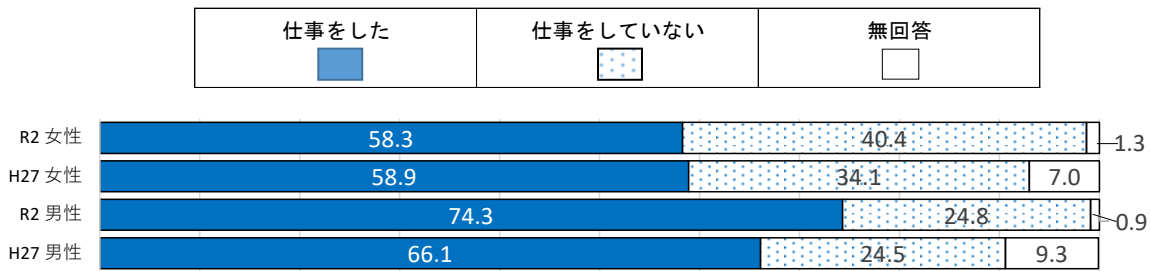
現状でワーク・ライフ・バランスのとれている人は8%程度で1割に満たない状況です。女性では「家庭生活」、男性では「仕事」を優先させている人の割合が高くなっています。



資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)

■この1か月間の就労状況

「仕事をしていない」状況は女性が平成27(2020)年度調査より 6.3 ポイント増加しています。

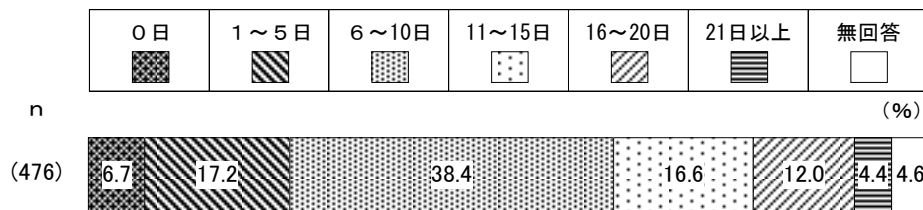


※調査は令和2年9月7日から9月28日に実施し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、雇用環境に大きな影響をもたらしたことを考慮する必要がある。

資料:小平市男女共同参画推進に関する市民意識調査報告書【概要版】(令和3年1月)

■「正規従業員」一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数

「6～10日」が約4割と最も高く、「1～5日」、「11～15日」、「16～20日」が10%台と続いています。

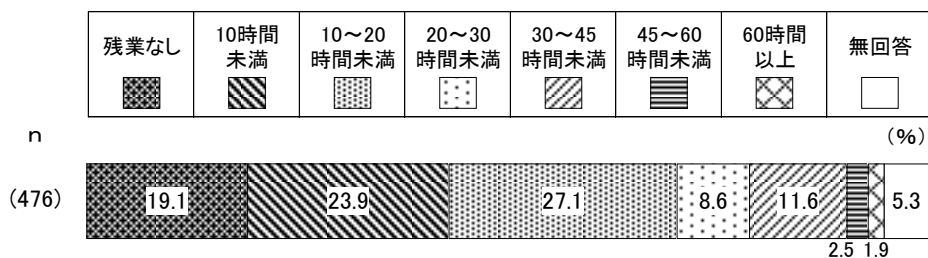


資料:小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)

■「正規従業員」一人あたりの月平均時間外労働時間

「10～20時間未満」が約3割と最も高く、次いで「10時間未満」が23.9%、「30～45時間未満」が11.6%となっています。

また、「残業なし」は2割弱となっています。



資料:小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)

■市内事業所の育児休業取得率

育児休業取得率は女性が97.9%、男性は17.0%となっています。

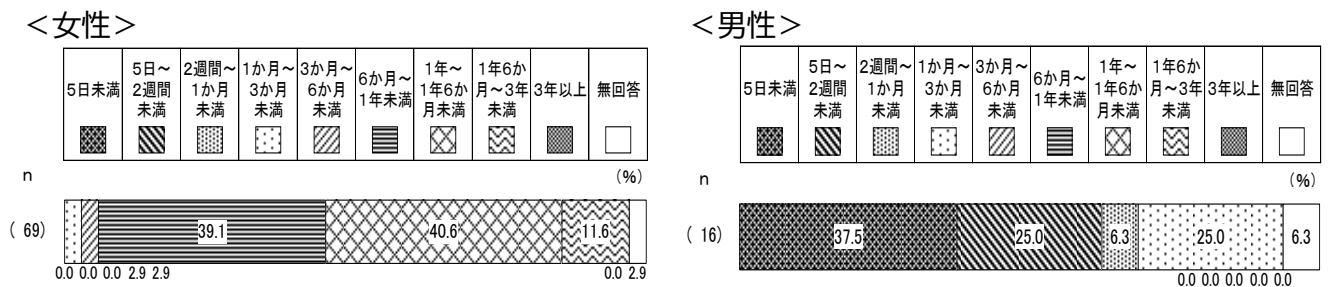
	全体	女性	男性
出産者数(男性は配偶者が出産)	258人	146人	112人
育児休業取得者数	162人	143人	19人
育児休業取得率	62.8%	97.9%	17.0%

資料:小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)

■最も多かった育児休業取得期間

女性は「1年～1年6か月未満」と「6か月～1年未満」が約4割とほぼ同数となり、取得期間が半年未満の方は5.8%にとどまります。

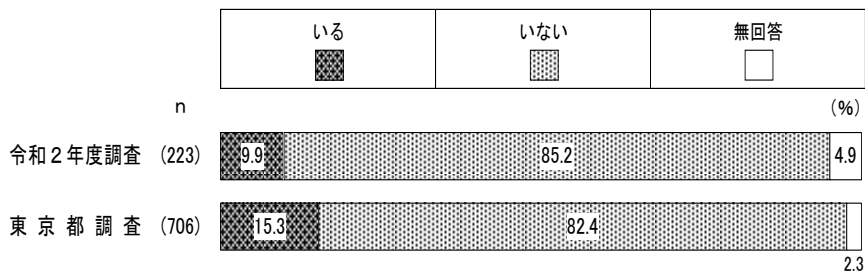
一方、男性は「5日未満」が最も高く、最長が「1か月～3か月未満」となっています。



資料:小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)

■介護休業を取得した従業員数

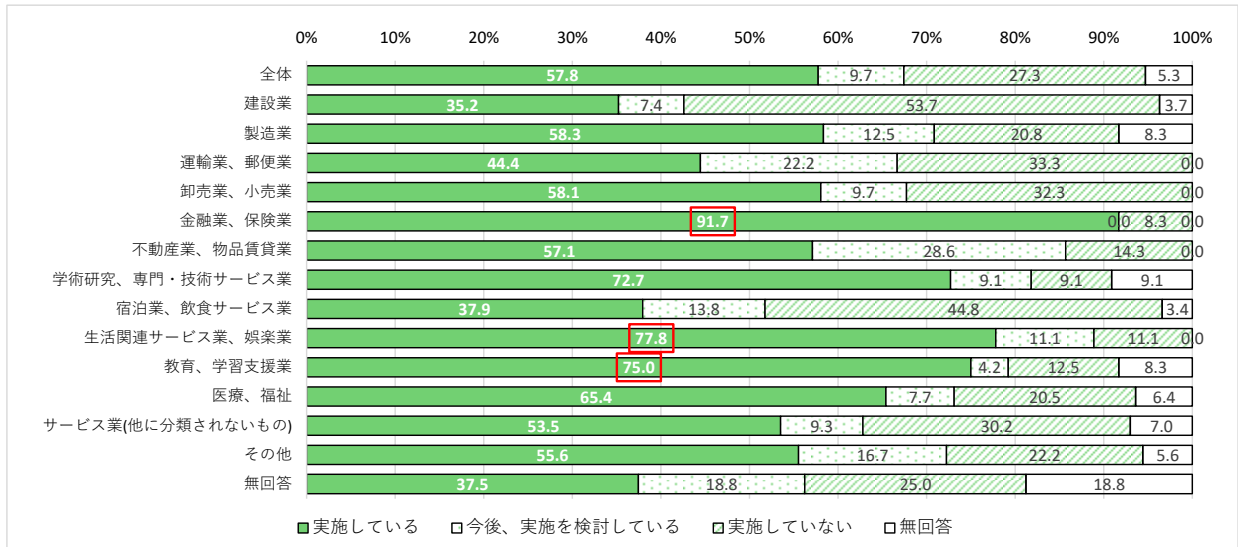
平成31(2019)年4月1日～令和2(2020)年3月31日の間、介護休業取得者がいた事業所は全体の9.9%で、東京都調査より、5.4ポイント低くなっています。(東京都調査では全事業所を対象に聞いていたが、令和2年度調査では「介護休業制度」があると回答した事業所のみについている。)



資料:令和2年度調査 小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)
東京都調査 令和元年度東京都男女雇用平等参画状況調査(令和2年3月)

■ワーク・ライフ・バランスへの取組の実施状況

全体では約6割の事業所で実施しており、業種別では金融・保険業、生活関連サービス業、教育・学習支援業の順にワーク・ライフ・バランスへの取組実施状況割合が高くなっています。

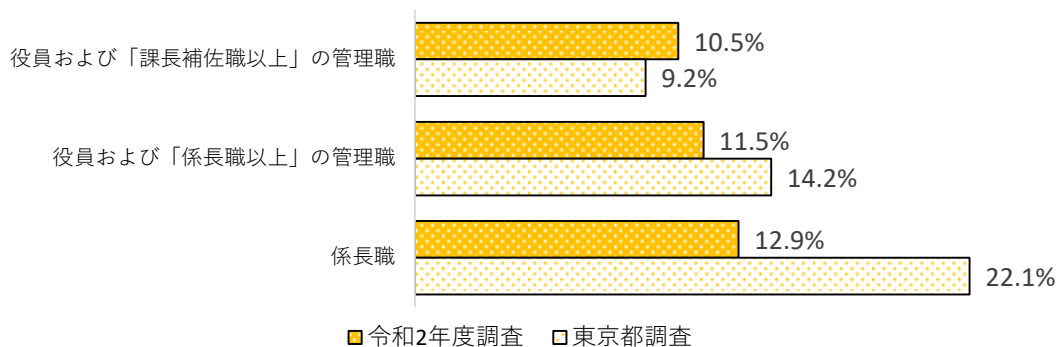


資料:小平市男女共同参画推進に関する事業所実態調査報告書【概要版】(令和3年1月)

<女性の活躍推進について>

■係長職以上の女性管理職の割合

役員および「課長補佐職以上」の女性割合は東京都調査より1.3ポイント高い状況です。一方、係長職の女性の割合は東京都調査より9.2ポイント低くなっています。



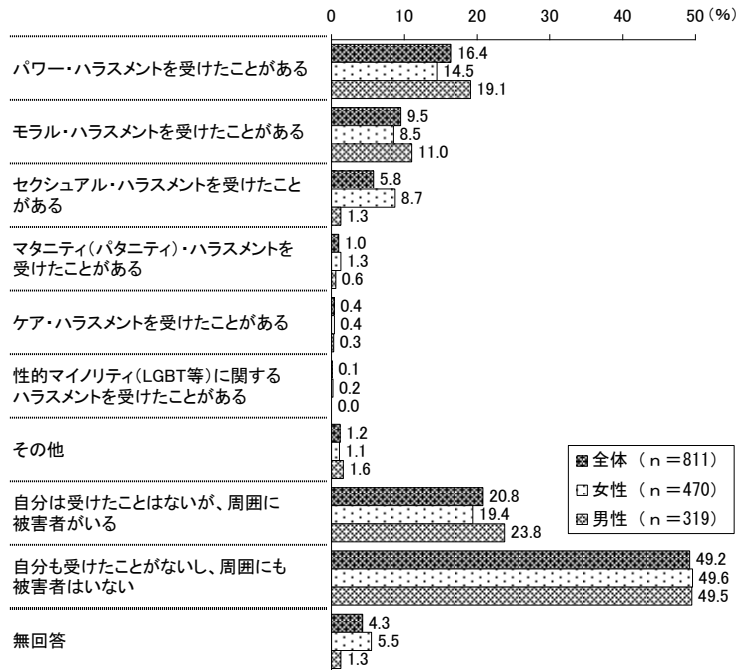
資料:令和2年度調査 小平市男女共同参画推進に関する事業所実態調査報告書【概要版】(令和3年1月)
東京都調査 令和元年度東京都男女雇用平等参画状況調査(令和2年3月)

<人権について>

■ハラスメントを受けた経験

ハラスメントを受けた経験があるなかでは「パワハラ」「モラハラ」「セクハラ」の順に多く、「セクハラ」以外は男性の方が多く受けています。

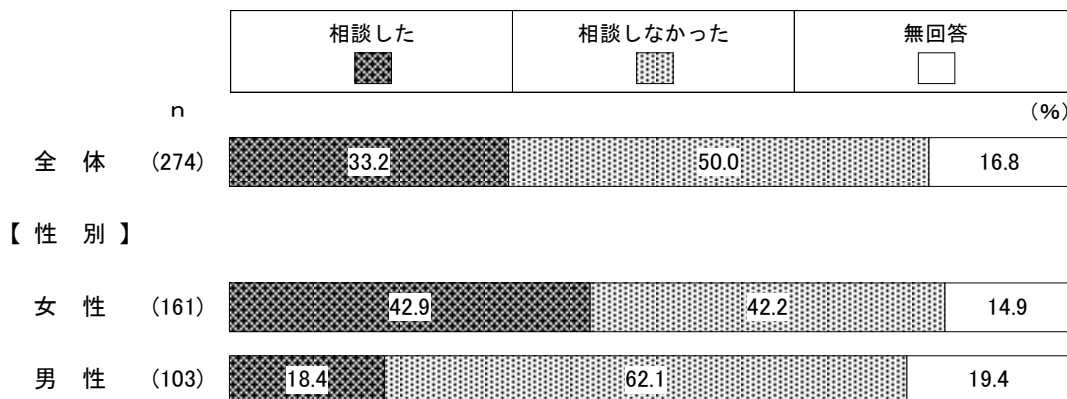
また、「自分も受けたことがないし、周囲にも被害者はいない」は約半数となっています。



資料:小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)

■ハラスメントを受けた際の相談経験

ハラスメントや暴力を受けたと答えた方で、相談したという割合は3分の1程度となっています。

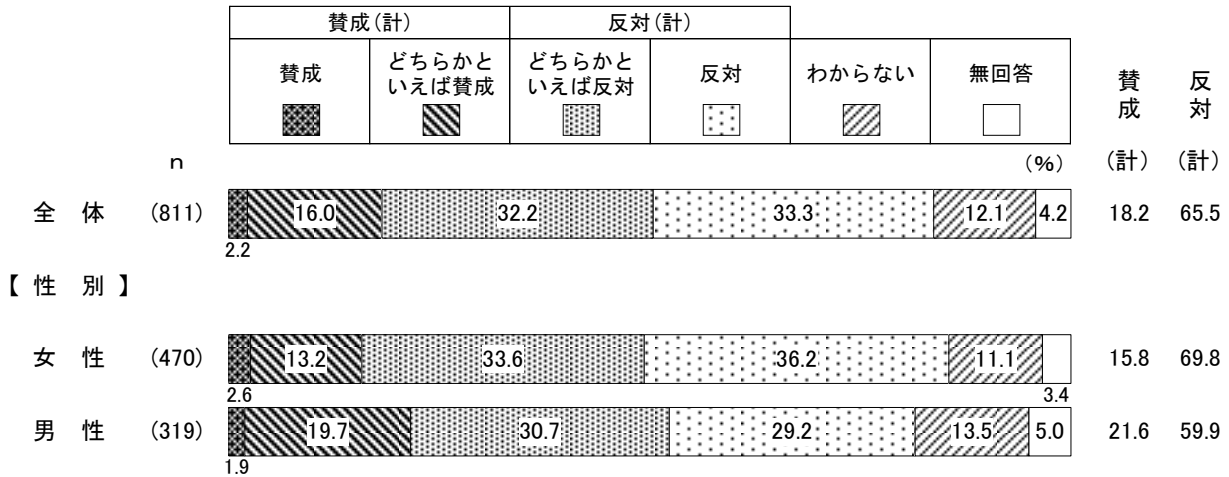


資料:小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)

<男女共同参画の推進について>

■男女共同参画意識(「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について)

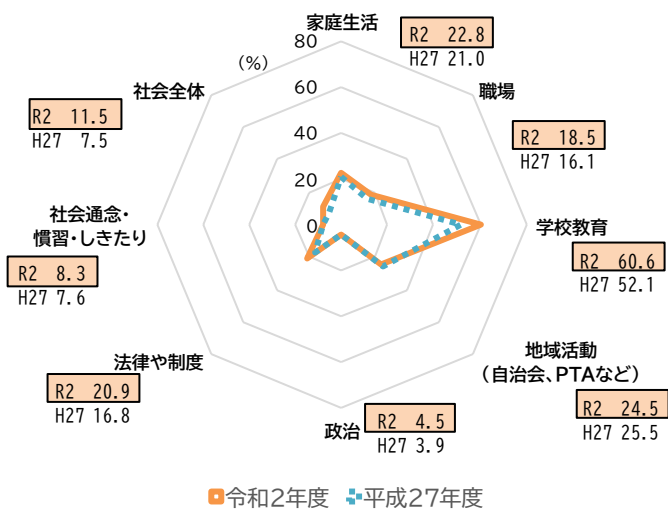
固定的な性別役割分担意識は男女ともに5年前よりも解消されつつあり、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」に『反対』は女性約7割、男性6割となっています。



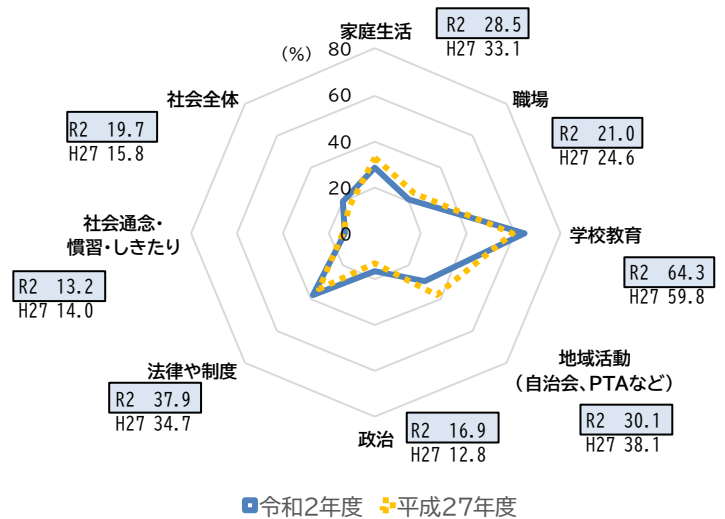
■男女の立場(男女の立場は平等になっていると感じている割合)

各分野によって男女平等感はさまざまです。学校教育では6割程度の人が平等と感じ、法律や制度、地域活動が3割弱、最も低いのは政治分野で1割弱となっています。

<女性>



<男性>



資料:小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)をもとに作成

4. 第三次推進計画における取組の総括と課題

基本目標Ⅰ 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現

- 1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の意識づくり
- 2 仕事と生活の両立の支援

課別施策35施策×4年実績=140件 (拡大:18件、改善:9件、継続:112件、縮小:1件)

主な取組内容

ワーク・ライフ・バランスの意識づくりや啓発のため、広報誌『ひらく』に起業や男性の家庭参加に関する内容を掲載するなど、だれもが個性と能力を発揮できる暮らし方、働き方を選べるよう、市民向けの講座や、意識啓発を行いました。

また、身近に多様で柔軟な働き方を選択できる環境を整備するため、先進事業者での取組などを取り上げたり、懇談会を開催するなど、事業者へ情報提供及び啓発を実施しました。

仕事と生活の両立支援では、ライフスタイルの多様化に応じた就業支援や子育て・介護支援、男性への家庭参画・地域活動への参加を促進する事業として、ワーク・ライフ・バランスにつながる教室や講座など、多くの分野にわたり実施しました。

課題

ワーク・ライフ・バランスの推進には事業者の理解が求められます。市では子育て・介護などとの両立支援の情報提供や講座による意識啓発などを実施してきましたが、事業者のワーク・ライフ・バランスの推進につながる新たな取組がなかなか見られず、制度や支援の情報が広く行き届いていないことがあげられます。

また、働く人に関することとして、性別に関わりなくだれもが仕事と家事・育児・介護などの役割を担えるよう、男性向けの講座や教室を開催してきましたが、自主的に参加することは依然としてハードルが高いものとなっています。

働きたいだれもが安心して働き続けるためには、家庭、事業者の理解、子育て環境の充実が必要です。

施策の方向性

事業者が働く人のワーク・ライフ・バランスの推進のため、新たに取り組めるよう、情報提供の方法を工夫し、意識啓発や制度説明の機会を増やすなど、さらなる取組を検討します。(第四次計画Ⅰ-2-①)

また、固定的な役割分担にとらわれることなく、だれもが仕事も家事・育児・介護などの役割も担えるよう、男性の家庭参画を促す事業を実施し、対象者に情報が行き届くよう周知方法を見直します。(第四次計画Ⅰ-1-②)

働き続けたいだれもが、自分らしく働き続けることができるよう、多様な保育ニーズに対応した子育て環境の充実を図ります。(第四次計画Ⅰ-1-①)

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

- 1 女性の職業生活における活躍支援
- 2 政策・方針決定過程への男女共同参画
- 3 あらゆる場での男女共同参画意識の醸成

課別施策25施策×4年実績＝100件（拡大：4件、改善：10件、継続：84件、縮小：2件）

主な取組内容

働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮できるよう、就業・起業支援を実施し、固定的な役割分担にとらわれず就業継続できるよう働く場の環境整備支援を事業者へ情報提供しました。

あらゆる分野において女性の視点を取り込むことができるよう指導的立場への女性の登用状況を把握しました。

また、地域における男女共同参画推進のため、地域活動の支援、だれもが参加しやすい学習の場の提供に努めました。

幼年期から固定的な役割分担意識を抱えることのないよう、学校教育の場においても人権教育、健康安全教育の充実に努めました。

課題

講座や市民参加の場などで、必要に応じて子育て世代が参加しやすい工夫をし、だれもが地域とつながり、学び、声をあげる機会を提供するための取組を継続していくことが重要です。

男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査からは、結婚、妊娠・出産、子育てを機に仕事をやめた女性の割合が高く、仕事か家事・育児、どちらかを選ばざるをえない状況があることが読み取れます。

施策の方向性

ライフスタイルの多様化により、結婚、妊娠・出産、子育てや介護などで離職しても、再び働くことへの意欲の高まりを後押しするため、講座の充実を図ります。（第四次計画Ⅰ－1－①）

また、方針・計画策定時にも、あらゆる世代からの意見の聴取につなげるため、必要に応じて子育て世代が参加しやすい会議やワークショップの開催の推進に努めます。（第四次計画Ⅰ－1－③）

市内事業者の女性活躍推進の環境整備促進のため、支援施策の利用状況の把握に努めます。（第四次計画Ⅰ－2－①）

基本目標Ⅲ さまざまな困難を抱える人々にとっての安全・安心な暮らし

- 1 さまざまな困難を抱える人々の安心な暮らしへの環境整備
- 2 女性の生涯にわたる健康施策の推進
- 3 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための施策の推進

課別施策28施策×4年実績＝112件（ 拡大:21件、改善:6件、継続:83件、縮小2件 ）

主な取組内容

だれもが安心して暮らせる地域づくりのため、さまざまな困難を抱える人々への理解を深め、差別や偏見を解消するための啓発を実施しました。

女性の生涯にわたる健康施策の推進では、健康づくり・妊娠・出産等に関する健康支援を行いました。

あらゆる暴力の根絶のため、市民に対するDV防止に関する啓発や若い世代向けの講座、事業者へは働く場でのハラスメント防止のための講座を実施しました。また、市役所内関係部署での連携に努めました。

女性のさまざまな困りごとに対応するため、相談体制の充実を図りました。

課題

女性の生涯にわたる健康施策では、目標に掲げていた数値をおおむね達成しましたが、あとわずかな対象者へのアプローチや体制づくりに課題が残ります。

だれもが安心して暮らせるようハラスメントのない関係を築くには、さらに若い世代に意識啓発を図る必要があります。

コロナ下により、女性の雇用の安定が図られなかったり、家事負担が重くのしかかったり、特に女性がさまざまな悩みごとを抱え、声にあげることができない状況が見受けられました。

施策の方向性

妊娠・出産等に関する健康支援では対象者が確実に支援につながるよう、工夫が求められます。(第四次計画Ⅱ-2-②)

だれもが安心して暮らせるようハラスメントのない関係の構築のために、さらなる若い世代への啓発を検討します。(第四次計画Ⅱ-3-②)

多くの人々が相談につながるよう、女性相談を広く周知し、相談状況をみながら、ニーズに見合った相談体制を検討していきます。(第四次計画Ⅱ-3-③)

基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進体制の強化と環境の整備

- 1 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備
- 2 男女共同参画の推進体制の整備・強化

課別施策9施策×4年実績＝36件（拡大：2件、改善：9件、継続：25件、縮小0件）

主な取組内容

男女共同参画の視点による災害に強い地域づくりのため、出前講座や講演会などの実施や、さまざまな人に配慮した避難所運営のため、避難行動要支援者への支援を推進しました。

男女共同参画センター利用登録団体との協働を推進しながら、男女共同参画社会の形成を促進するため、講座や講演会を通し、市民、事業者へ向けて、性別にとらわれない生活への意識改革に努めました。

課題

さまざまな災害が各地で起こるなか、男女共同参画の視点、さまざまな視点による地域防災、避難所運営の重要性が高まっています。

男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査によると、男女共同参画施策が市民に十分認識されていない状況がみられました。

施策の方向性

地域防災に関して、市民との話し合いの場において、さまざまな視点での検討を行いながら、支援に取り組みます。（第四次計画Ⅲ－2－②）

だれもがいきいきと自分らしい生活を送るための考え方、男女共同参画の理解を深めるため、男女共同参画センターを拠点として、さまざまな方法でその考えを周知し、取組を促進します。（第四次計画Ⅲ－2－③）

第三次計画 数値目標の実績

小平アクティブプラン21(第三次)における取組の総括

基本目標Ⅰ 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現								
数値目標の実績	平成28年度 実績(C)	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績(A)	令和3年度 実績(A)	令和2年度 数値目標(B)	達成度 (A-C)/(B-C)×100
施策1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の意識づくり								
『職場で「男女差別と感ぜられることはない」と思う人』の割合 (実態調査:H27問8-3、R2問9-1)	47.4%	-	-	-	48.6%	-	60.0%	9.5%
施策2 仕事と生活の両立の支援								
『「育児休業制度を利用した」という男性』の割合 (実態調査:H27問11、R2問13-2)	4.6%	-	-	-	11.6%	-	13.0% (内閣府目標値)	83.3%
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援								
施策1 女性の職業生活における活躍支援								
『「結婚、出産・育児を理由とした退職経験はない」という女性』の割合(実 態調査:H27F4-1、R2F4-1)	44.2%	-	-	-	31.9%	-	60.0%	基準年 上回らず
施策2 政策・方針決定過程への男女共同参画								
市職員の管理職における女性比率(各年度4月1日現在)	16.4%	16.2%	15.4%	17.4%	18.0%	18.8%	30.0%	17.6%
市職員の係長以上における女性比率(各年度4月1日現在)	25.0%	26.4%	26.7%	29.1%	29.2%	29.3%	35.0%	43.0%
市の委員会・審議会等における女性比率(各年度4月1日現在)	41.4%	45.3%	45.5%	46.9%	45.3%	44.4%	50.0%	32.6%
施策3 あらゆる場での男女共同参画意識の醸成								
『地域活動に「参加している」という人』の割合 (実態調査:H27問18、R2問6)	73.0%	-	-	-	60.3%	-	80.0%	基準年 上回らず
基本目標Ⅲ さまざまな困難を抱える方にとっての安全・安心な暮らし								
施策1 さまざまな困難を抱える人々の安心な暮らしへの環境整備								
生活困窮者自立支援事業の新規相談受付人数	240人	249人	379人	385人	1,797人	-	480人	達成
施策2 女性の生涯にわたる健康施策の推進								
保健師等による妊婦への面接の実施率	61.9%	80.0%	89.4%	98.4%	94.5%	-	100%	85.6%
施策3 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための施策の推進								
女性相談の相談件数	916件	1,007件	1,142件	1,125件	1,234件	-	1,200件	達成
身体的暴行である、『「平手で打つ」を「どんな場合でも暴力にあたる」と思 う人』の割合(実態調査:H27問23(1)、R2問19④))	59.7%	-	-	-	79.5%	-	100%	49.1%
基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進体制の強化と環境の整備								
施策1 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備								
防災に関する出前講座「デリバリーこいだいら」の参加者数	860人	590人 (累計 1,450人)	1,670人 (累計 3,120人)	706人 (累計 3,826人)	1,165人 (累計 4,991人)	-	2,200人 (平成28年度から 5年間の累計)	達成
施策2 男女共同参画の推進体制の整備・強化								
『小平市男女共同参画推進条例を「知っている」』人の割合 (実態調査:H27問29、R2問26)	3.4%	-	-	-	6.9%	-	15.0%	30.2%

※「男女共同参画推進についての市民意識・実態調査」は5年に一度の調査のため、その数値については、「平成28年度実績」の欄に前回調査分の平成27年度の数値を入れている。

※小平市の管理職は、課長補佐職以上を指す。

第3章 計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念

日本国憲法及び男女共同参画社会基本法をふまえ、小平市男女共同参画推進条例に基づき、だれもが、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざすため、小平市第四次長期総合計画の理念を尊重し、以下を基本理念とします。

だれもが、性別による無意識の思い込みにとらわれることなく、共につながりを持ちながら認めあい、自分らしくいきいきとその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現

2. 計画の基本的視点

「基本理念」を実現するための、本計画の基本的視点は小平市男女共同参画推進条例に基づき、次の7つとなります。

①人権の尊重

個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱を受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の人権が尊重されること。

②社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等の意識を反映して、自らの意思による多様な生き方の選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

③政策や方針の立案及び決定への共同参画

社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

④教育における男女共同参画意識の推進

家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる場において、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を尊重した教育が行われること。

⑤家庭生活における活動と他の活動の両立

家族が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

⑥生涯にわたる性や子どもを産むことに関する本人の意思の尊重

だれもが、相互の性に関する理解を深め、相互に尊重し合うことで、生涯にわたる性や子どもを産むことに関して本人の意思が身体的、精神的、社会的に尊重され、自己決定できること。

⑦国際社会及び国内における取組との協調

国際社会及び国内のさまざまな取組との協調の下に行われること。

3. 計画の基本目標

本計画では、これらの基本理念と基本的視点を踏まえ、3つの基本目標のもとに施策を推進していきます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)と女性活躍の実現

性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる多様で柔軟な働き方を選べることは、女性活躍の推進に大きな力となります。

働きたいだれもが、育児や介護、自身の病気、地域活動などと仕事の二者択一をせまられることなく、どちらも満足を得ながら生活することのできる社会を目指します。

基本目標Ⅱ さまざまな困難を抱える人にとっての安全・安心な暮らし

性別や年齢、国籍や文化、障がいの有無などにかかわらず、だれもが生きづらさを感じることなく、生活できる環境づくりに取り組みます。

すべての人が相手を尊重し、対等な関係を築くことができるよう男女共同参画社会の実現を目指します。

基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画と推進体制の整備・強化

幼年期から無意識の思い込みをもつことなく、豊かな人生を築くため、社会とのつながり、さまざまな活動での経験をとおして、男女共同参画の意識の向上を目指します。

すべての人に関わる小平市男女共同参画推進条例や小平市男女共同参画都市宣言、小平市男女共同参画推進計画について周知し、どんなときでも性別にかたよりのない対応をとることができるよう、さまざまな視点を取り入れ、暮らし方を自由に選択できることの大切さを啓発していきます。

4. 施策の体系

基本目標	施策	施策の方向性	該当頁
基本目標Ⅰ 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性活躍の実現 P. 39	1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 P. 39	①ライフスタイルの多様化に対応した就労環境の整備 ②家庭生活（家事、子育て、介護等）でのワーク・ライフ・バランスの推進 重点① ③くらしを豊かにする地域活動の推進	P. 41 P. 41 P. 42
	2 女性の職業生活における活躍支援（女性の職業生活における活躍の推進計画） P. 43	①働く場における女性の就業継続・活躍の支援（女性活躍推進計画） ②市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進 New 1	P. 44 P. 46
	3 政策や方針を決定する場への男女共同参画 P. 47	①市役所における女性活躍の推進 ②委員会・審議会における男女共同参画の推進	P. 47 P. 48
基本目標Ⅱ さまざまな困難を抱える人にとっての安全・安心なくらし P. 49	1 さまざまな困難を抱える人の安全・安心なくらしへの環境整備 P. 49	①生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実 ②高齢者、障がい者、外国人等が安心してくらし得る環境の整備 ③多様な性（性的指向、性自認）への理解促進と尊重 New 2	P. 50 P. 50 P. 51
	2 人生100年時代、生涯にわたる健康施策の推進 P. 52	①健康保持、健康づくりへの支援 ②妊娠、出産等に関する健康支援	P. 53 P. 53
	3 あらゆる暴力の根絶のための施策の推進（配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画） P. 54	①配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実 ②ハラスメントや性暴力等への対策 重点② ③相談機能の周知と一層の充実	P. 55 P. 55 P. 56
基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画と推進体制の整備・強化 P. 57	1 あらゆる場での男女共同参画意識の醸成 P. 57	①地域と協働した男女共同参画の推進 New 3 重点③ ②学校教育における男女共同参画の推進 ③固定的役割分担意識、無意識の思い込みの解消 New 4 重点④	P. 58 P. 58 P. 59
	2 男女共同参画の推進体制の整備・強化 P. 60	①小平市男女共同参画推進条例の啓発・推進、男女共同参画推進計画の進行管理と女性活躍に向けた現状把握 ②さまざまな視点による災害に強い地域づくり 重点⑤ ③市役所内の連携と市内外関係機関との連携強化	P. 61 P. 61 P. 62

5. 重点項目

5年の計画期間に、積極的に取り組む内容を、施策の方向性の中から5つを重点項目として決めました。

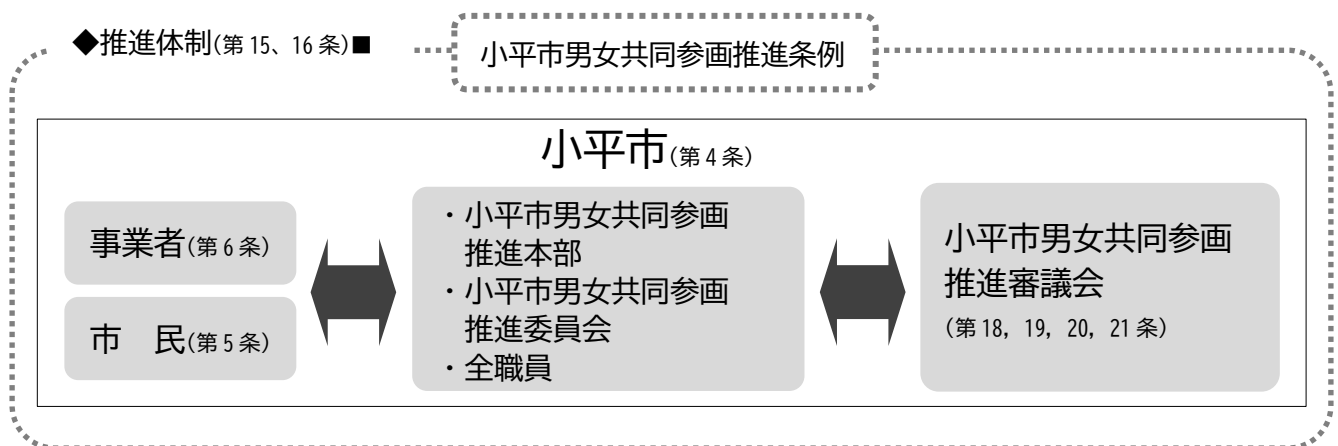
- ・ 家庭生活(家事、子育て、介護等)でのワーク・ライフ・バランスの推進 (基本目標Ⅰ—1—②)
- ・ ハラスメントや性暴力等への対策 (基本目標Ⅱ—3—②)
- ・ 地域と協働した男女共同参画の推進 (基本目標Ⅲ—1—①)
- ・ 固定的役割分担意識、無意識の思い込みの解消 (基本目標Ⅲ—1—③)
- ・ さまざまな視点による災害に強い地域づくり (基本目標Ⅲ—2—②)

6. 推進体制・進行管理

①計画の推進体制

本計画は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざしている、小平市男女共同参画推進条例をもとに、具体的な取組を示しています。

事業の推進にあたっては、市、市民等及び事業者、関係機関がそれぞれの役割と連携のもとに協働して取り組んでいきます。



②推進状況の管理

毎年度、計画の推進状況を把握して年次報告書を作成の上、市の横断的組織である小平市男女共同参画推進本部・推進委員会、市民参加による小平市男女共同参画推進審議会に報告し、分析・評価を行います。

推進状況の評価・点検の方法は、事業項目ごとに担当課で行った施策や事業を、毎年度確認して、基本目標の達成に向けて推進状況の評価します。施策ごとに設定した指標についても、令和7(2025)年度の実態調査で検証するものを除き、達成状況を確認します。

また、計画を効率的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立して管理するとともに、新たな国・東京都の施策、市内の動向等に柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます。

第4章 施策の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性活躍の実現

施策1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

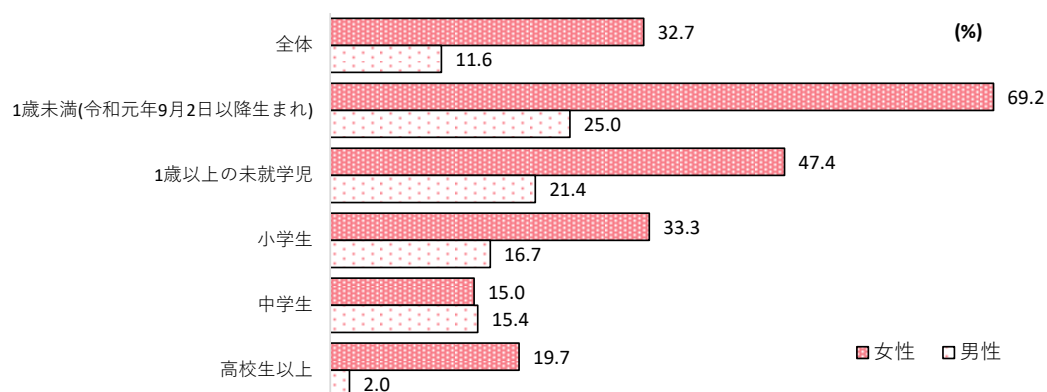
男女共同参画、女性活躍の推進には、仕事と子育て・介護・地域活動などの生活のどちらかを選ぶことなく、自分らしく働き続けられるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のとれた生活が求められます。性別にかかわらず、家庭や地域においてもその個性と能力を十分に発揮できることは、ひとりひとりの生活に充実感、満足感を与え、豊かな生き方へとつながります。

ライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方ができるような意識啓発や働き方、暮らし方の見直しを推進していきます。

数値目標

指 標	現在 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)
『「育児休業制度を取得した」という男性』の割合 (実態調査：H27問11、R2問13-2)	11.6%	20.4%
『地域活動に「参加している」という人』の割合 (実態調査：H27問18、R2問6)	60.3%	80.0%
市民活動支援センターあすぴあの登録団体数 (各年度4月1日現在)	130 団体	145 団体

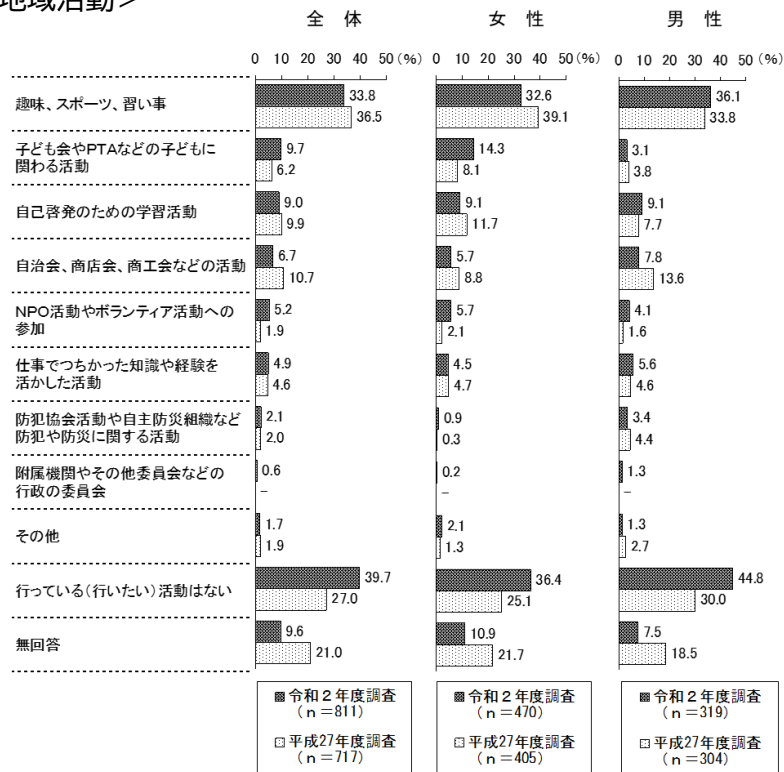
<育児休業取得率(子どもの年齢別)>



※このグラフは同居の子どもがいる方が末子の子育てで、育児休業を取得した割合を示す。例えば、小学生、中学生の親がかつて育児休業を取得した割合を示す。

資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識調査報告書【概要版】(令和3年1月)をもとに作成

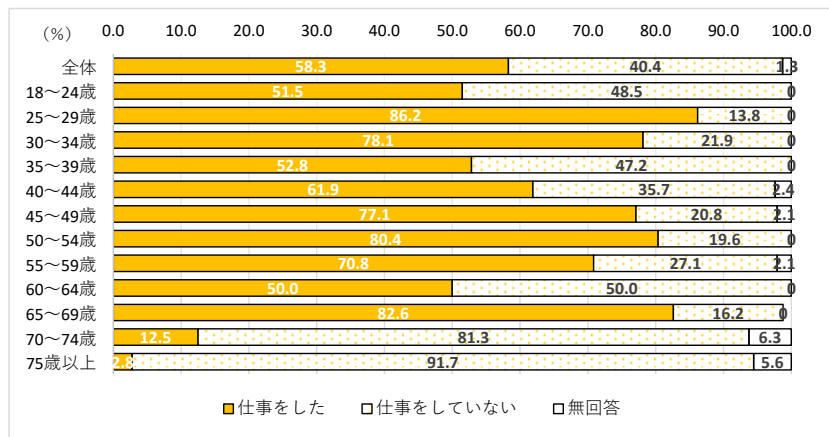
<現在行っている地域活動>



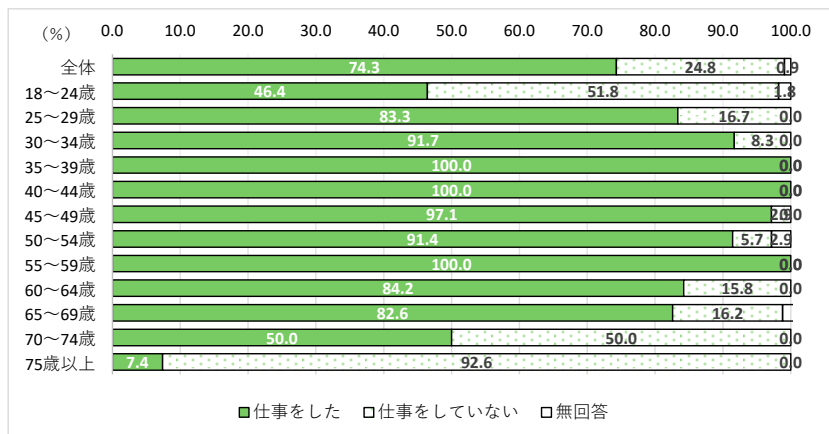
資料:小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)

<この1カ月(令和2年8月)の就業状況>

女性



男性



資料:小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)をもとに作成

施策の方向性

① ライフスタイルの多様化に対応した就労環境の整備

主な事業

No.	事業	内容	担当課
1	就業・創業の情報提供	ハローワーク立川と情報交換を行うとともに、東京しごとセンター多摩、こだいら就職情報室、女性の就労支援施設“すだち”の情報提供を行うことで、就業・創業を支援します。	市民協働・男女参画推進課 産業振興課
2	就職・再就職・創業や職業能力開発のための教育・学習支援セミナーの開催	ハローワーク立川、マザーズハローワーク立川等と連携した就職支援セミナー等を開催し、就職・再就職・創業に向けた支援を行います。	市民協働・男女参画推進課 産業振興課
3	創業の支援	創業支援等事業計画に基づき、創業者に対する個別相談窓口を設置し、創業支援を行います。 また、商工会等と連携して、創業支援のセミナー等を行っていきます。	産業振興課
4	保育サービスの充実	だれもが仕事と仕事以外の生活のどちらか一方を選ぶことなく、働きたい人が就業継続できるように、市内保育施設等における保育の質の維持・向上と保育受け入れの拡充に努めるとともに、一時預かり・病児保育や学童クラブといった、多様化する保育ニーズに対応し、安心して子育てできる環境を整備します。	子育て支援課 保育課

重点①

施策の方向性

② 家庭生活（家事、子育て、介護等）でのワーク・ライフ・バランスの推進

主な事業

No.	事業	内容	担当課
5	地域の子ども・子育て支援の推進	子どもの日々の成長に楽しみや生きがいを感じ、子育てに負担や不安、孤立感を抱えることのないよう地域全体で子育てを支えるため、児童館、子ども広場、放課後子ども教室等、子育て家庭を対象とする事業を実施します。 また、子育てガイドや子育て応援アプリ等で子育てに関する情報提供を行います。	子育て支援課 保育課 健康推進課 地域学習支援課

No.	事業	内容	担当課
6	家事、子育てを支援する講座の開催	家庭教育に関する講座を開催し、子育て中の親の学習支援、子育ての孤立化の解消を図るとともに、学習活動を通じた仲間づくりを支援します。	市民協働・男女参画推進課 公民館
7	女性相談と関係機関との連携	女性相談室の周知を図るとともに、幅広いニーズに応えられるよう、関係機関と連携していきます。	市民協働・男女参画推進課 子育て支援課
8	男性や父親に向けた家事・育児・介護講座の開催	育児や介護などのケアワークの負担の偏りが就業継続を阻むことのないよう、家庭教育に関する講座、男性の料理教室等の講座の開催等により、男性の家事・育児・介護への意識を高め、参画を促進します。 また、育児休業制度の利用促進に努めます。	市民協働・男女参画推進課 子育て支援課 高齢者支援課 健康推進課 公民館
9	介護者支援と介護に関する意識啓発、情報提供	高齢者に関する総合相談窓口として本所5か所、出張所4か所の地域包括支援センターのパンフレットを戸別配付するとともに、認知症カフェや家族介護教室を開催し、介護に関する意識啓発、情報提供を行います。	高齢者支援課

施策の方向性 ③ くらしを豊かにする地域活動の推進

主な事業

No.	事業	内容	担当課
10	市民活動の支援と情報提供	市民講座等の開催を通じて、地域活動への参加を促します。また、市民活動支援センターあすびあや男女共同参画センター“ひらく”、地域センター、公民館で、市民活動の情報及び活動の場を提供していきます。	市民協働・男女参画推進課 公民館 関係各課
11	地域における活動の支援	自治会、サークル、ボランティア活動等への参加のきっかけづくり、男女共同参画の視点への意識啓発等により、地域活動を支援していきます。	環境政策課 水と緑と公園課 道路課 地域学習支援課 市民協働・男女参画推進課 公民館
12	だれもが身近な地域で学びあい、その地域づくり等に活かせる多様な学習の場や機会の提供	市民向け講座を充実させ、子育て中の親も安心して参加できるよう、保育付きの講座等を充実し、だれもが共に地域コミュニティで活躍する場の提供に努めます。	市民協働・男女参画推進課 市民課 公民館 図書館 関係各課

施策2 女性の職業生活における活躍支援（女性の職業生活における活躍の推進計画）

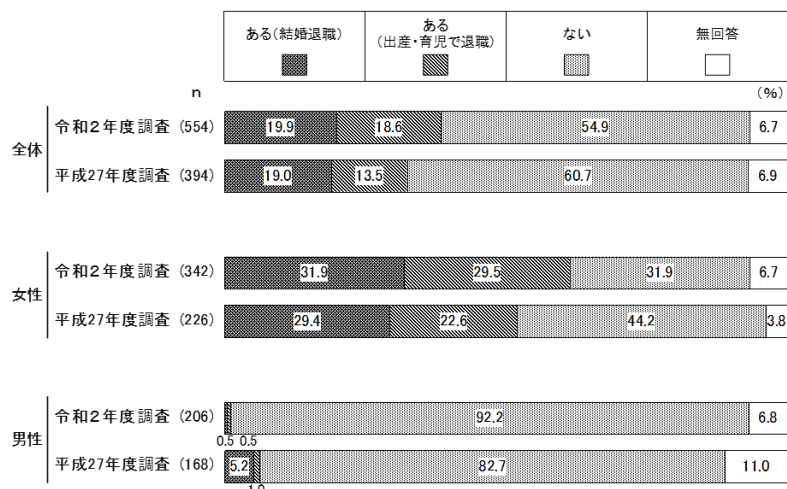
働くことを希望するだれもが、自分らしくいきいきと働き続けられるよう、働く場での意識改革、仕事と子育て・介護・地域活動などの生活のどちらもやりがいや充実感を感じられるような職場環境づくりを促します。

家族のだれかに仕事または子育て・介護・地域活動などの生活がかたよることなく、働きながら子育て・介護にたずさわることを容認し、一方キャリアを積みながら働き続けられる環境の整備を支援します。

数値目標

指標	現在 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)
『「結婚、出産・育児を理由とした退職経験はない」という女性』の割合（実態調査：H27F4-1、R2F4-1）	31.9%	60.0%
市内事業所の男性の育児休業取得率 （実態調査 R2 問 6）	17.0%	30.0%
市内事業所の介護休業取得率（実態調査 R2 問 7）	9.9%	延伸
市内事業所の年次休暇平均取得日数 11 日以上の割合 （実態調査 R2 問 2）	33.0%	延伸
市内事業所の月平均時間外労働時間 20 時間未満の割合 （実態調査 R2 問 3）	70.1%	延伸
問題になったハラスメントが特にならない事業所割合 （実態調査 R2 問 9）	80.7%	延伸
市職員の年次休暇平均取得日数	12.6 日	14 日以上
市男性職員の育児休業取得率	15.8%	30.0%

<結婚、出産・育児を理由とした退職経験の有無(結婚(事実婚を含む)経験のある方のみ)>

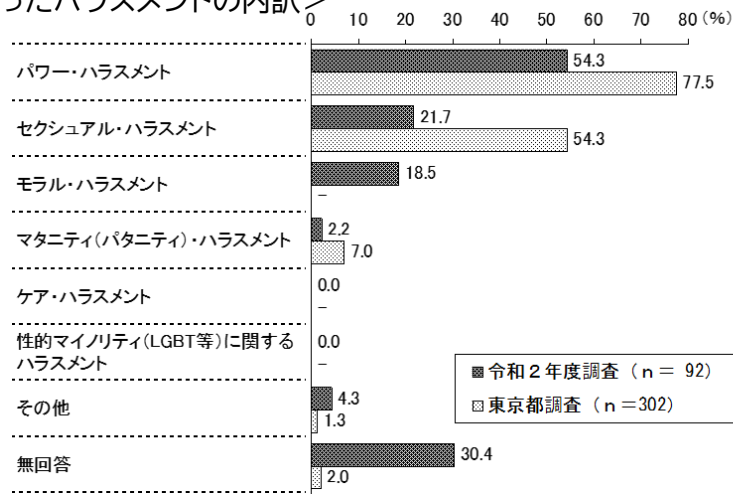


資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)

主な事業

No.	事業	内容	担当課
13	ワーク・ライフ・バランスに関する理解の促進	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、子育て、介護等に関する各種配布物や出前講座、ホームページやメルマガなどによる情報提供により仕事と生活の調和に関する意識啓発を進めます。	市民協働・男女参画推進課 子育て支援課 高齢者支援課
14	職場環境の法律や制度の理解の促進	市内事業者等のワーク・ライフ・バランスに関する取組の情報を収集するとともに、働き方改革等に関する成功事例や経営効果の情報発信、パンフレット配布やポスター掲示により啓発を行います。 国や東京都による中小企業支援制度を紹介するとともに、市の施策である小口事業資金融資制度等により事業者への支援を行い、働きやすい職場環境の整備を促します。 支援の利用状況について、実態把握に努めます。	市民協働・男女参画推進課 産業振興課
15	職業生活と家庭生活の両立支援に向けた事業者での先進事例の紹介・啓発	先進事業者等の事例を紹介することで、事業者への男性の育児休業取得を奨励し、ワーク・ライフ・バランスの意識を広めていきます。 また、国や東京都による中小企業支援制度を紹介するとともに、市の施策である小口事業資金融資制度等により事業者支援を行い、職場環境の改善等を促します。 女性活躍推進のための一般事業主行動計画策定、えるぼし認定制度の周知を進めます。	市民協働・男女参画推進課 産業振興課
16	男女共同参画の推進、女性活躍推進法の認定取得等を考慮した総合評価方式による入札	育児・介護休業制度等の取得や女性活躍推進法の認定取得等の実績があった場合に総合評価の加点対象とする入札方式を適用します。	契約検査課
17	ハラスメント防止に関する啓発	ホームページや講座などを通して、事業者へ向けたハラスメント防止に関する啓発を行います。	市民協働・男女参画推進課

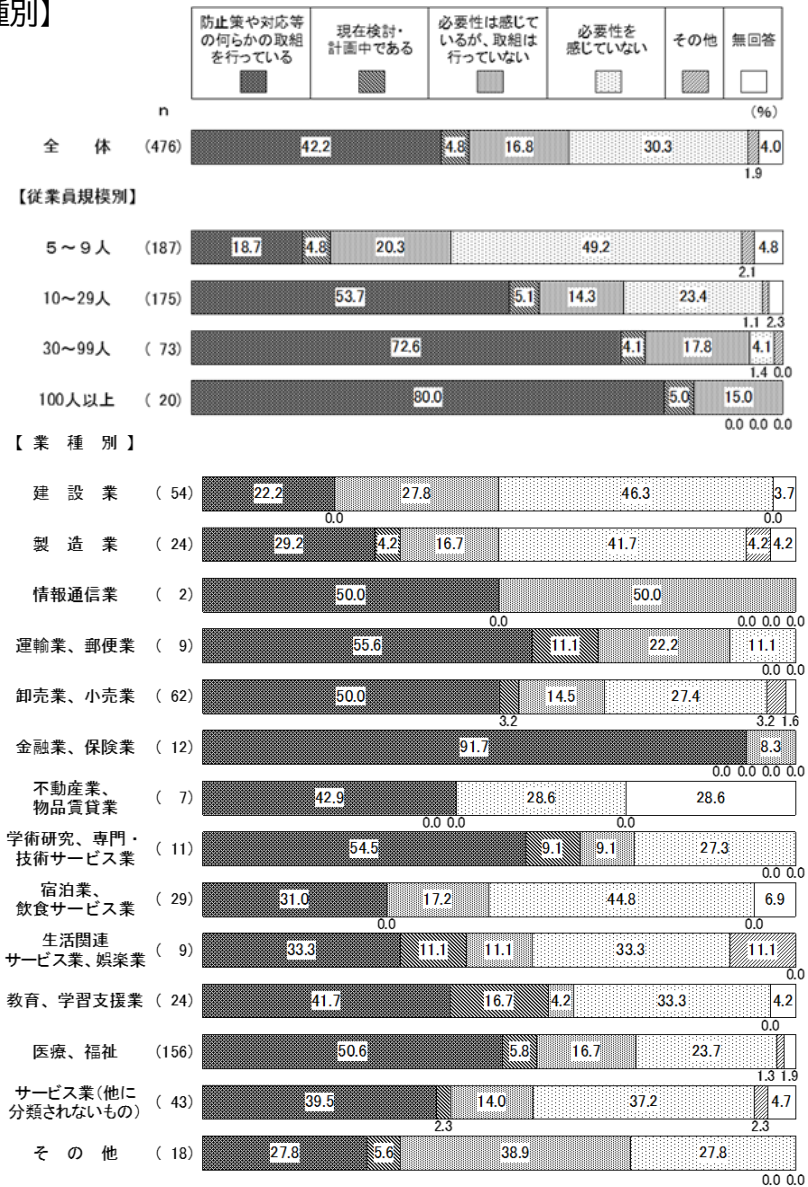
<事業所で問題になったハラスメントの内訳>



資料:令和2年度調査 小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)

<ハラスメント防止等の取組状況>

【従業員規模別・業種別】



資料:令和2年度調査 小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)

主な事業

No.	事業	内容	担当課
18	市職員のワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組	市職員における男女共同参画を促進し、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画「HAPPYこいだいら」に掲げられた目標達成に向けて取組を進めていきます。	職員課 全課

祝 2024新紙幣 女性高等教育の先駆者 津田梅子の名言

小平市にある津田塾大学の創立者、津田梅子は日本女性の活躍を夢見て、教育者として一生を捧げました。

それまでの良妻賢母を良しとする女子教育ではなく、お互いに意見を交換し、助け合いつつ、次に立ち現れる問題を解決しながら、未来を展開できるような厳しく進歩的で自由な教育であったとされています。

津田梅子はそのような理念のもと、数々の言葉を残し、私たちの心に栄養を与えてくれます。

- 『教育によって女性が目醒め、教育を受けた女性が上層部の目醒めない女性たちにも教師として近づく機会が与えられれば、日本社会にはずっと男女協調の機運が高まるだろう』

(日本婦人米国奨学金制度設立のための講演より)

- 『専門の学問を学びますと、^{とかく}兎角考へが狭くなるやうな^{かたむき}傾があります。……英語の専門家にならうと骨折るにつけても……^{まつ}完たい婦人即ち **allround women** となるやうに心掛けねばなりません』

(女子英学塾開校式式辞より)



写真掲載予定

「皇后謁見のために参内した日本初の女子学生たち」

津田塾大学津田梅子資料室所蔵

施策3 政策や方針を決定する場への男女共同参画

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野において政策や方針を決定する場に性別にかたよりにく、さまざまな視点が取り入れられることが重要です。

市は働きやすい職場づくり、女性活躍を推進し、性別にかたよりのないさまざまな視点を活かしながら、管理職の女性割合の向上に努めます。

また、市の委員会・審議会等においてもさまざまな意見が取り込まれるよう、女性の積極的な任用を促進します。

数値目標

指 標	現在 (令和3年度)	数値目標 (令和7年度)
市職員の管理職（課長補佐職以上）における女性比率 (4月1日現在)	18.8%	30.0%
市職員の係長以上における女性比率 (4月1日現在)	29.3%	35.0%
(参考目標) 市職員の部長職の女性比率 (4月1日現在)	5.3%	14.0%
(参考目標) 市職員の課長職の女性比率 (4月1日現在)	9.6%	22.0%
(参考目標) 市職員の課長補佐職の女性比率 (4月1日現在)	29.9%	33.0%
(参考目標) 市職員の係長職の女性比率 (4月1日現在)	38.5%	40.0%

施策の方向性 ① 市役所における女性活躍の推進

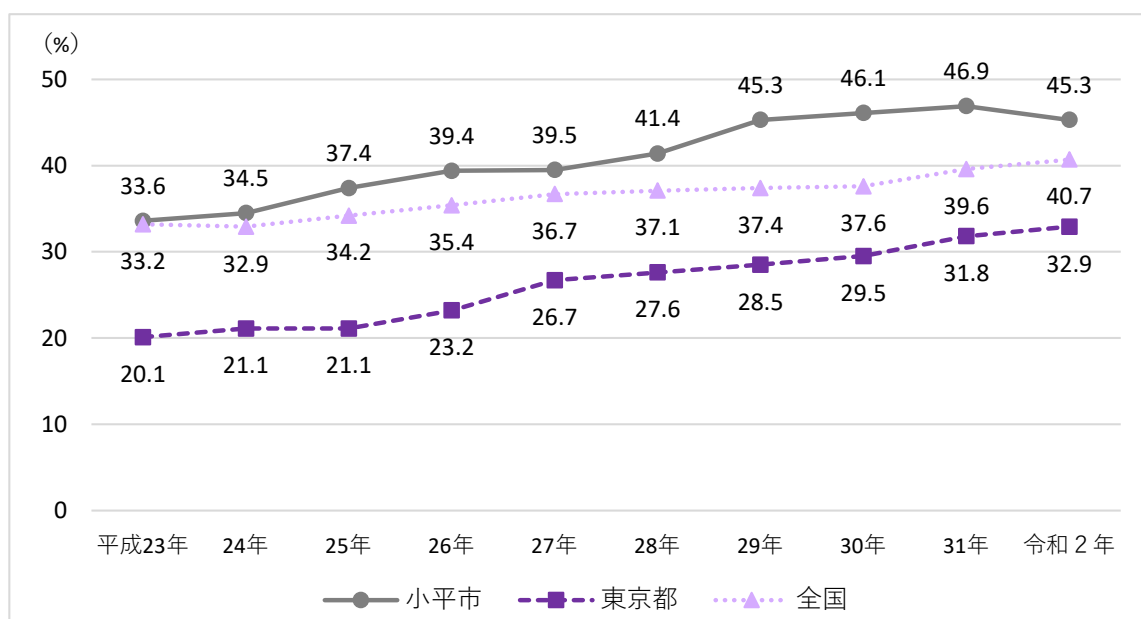
主な事業

No.	事業	内 容	担当課
19	市職員の女性活躍推進に向けた取組	キャリア形成研修、管理職向けの女性職員活躍支援研修の実施等により、女性職員の計画的な人材育成や、働きやすい職場環境の整備を進めていきます。	職員課

主な事業

No.	事業	内容	担当課
20	委員会・審議会等における女性委員の積極的任用、参画促進	女性の政策・方針決定過程への参画状況調査の実施と情報公開により、女性委員の積極的任用を促進します。 各委員会・審議会では、どちらの性の委員の割合も50%になるように努めます。	市民協働・男女参画推進課 関係各課

<審議会等における女性委員の比率>



資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成
又は女性に関する施策の推進状況」(各年4月1日現在)

基本目標Ⅱ さまざまな困難を抱える人にとっての安全・安心なくらし

施策1 さまざまな困難を抱える人の安全・安心なくらしへの環境整備

性別や年齢、国籍や文化、障がいの有無などにかかわらず、だれもが安心してくらせるよう、無意識に抱える偏見や差別を解消するための啓発に取り組みます。

ひとりひとりの人権が尊重され、多様な生き方が認められるくらしの実現を目指し、意識啓発や情報提供などを行います。

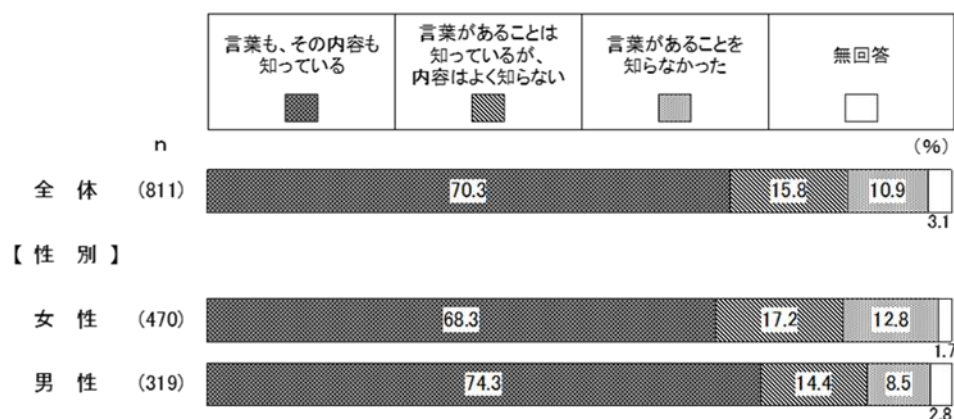
また、さまざまな不安を抱える人の困りごとを解決へつなげるための支援を継続します。

数値目標

指 標	現在 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)
生活困窮者自立支援事業の新規相談受付人数	1,797人	480人※
65～69歳までの就業率(実態調査 R2 問9)	35.9%	51.6%
性的マイノリティの認知度(実態調査 R2 問23)	70.3%	80.0%

※令和2年度実績は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新規相談受付人数の大幅な増となったことから、令和7年度は新型コロナウイルス感染症拡大前の相談件数の状況を想定し、数値目標とした。

<性的マイノリティの認知度>



資料:小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)

施策の方向性 ① 生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実

主な事業

No.	事業	内容	担当課
21	生活困窮者へのきめ細かい支援	就労その他、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、本人の状態に応じた包括的な支援を行い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ります。	生活支援課
22	ひとり親家庭等へのきめ細かい支援	ひとり親家庭等の相談に応じ、自立に向けて必要な情報提供や就労などの支援を行います。	子育て支援課

施策の方向性 ② 高齢者、障がい者、外国人等が安心してくらす環境の整備

主な事業

No.	事業	内容	担当課
23	人権意識の啓発	人権擁護委員が実施する啓発活動の支援を行うとともに、東京都等が主催する行事や男女共同参画週間などの広報、人権啓発活動に関する情報提供を行います。	総務課 市民課 文化スポーツ課 高齢者支援課 障がい者支援課 市民協働・男女参画推進課
24	情報提供及び相談体制の整備	人権尊重の観点に配慮し、男女共同参画の視点で、さまざまな困難な状況に置かれている高齢者、障がい者、外国人、女性等が安心してくらす環境を整備します。各種市民相談の実施及び連携により、多様性に配慮し、市民が抱えるさまざまな問題の解決に向けて助言できる環境、市民にとってわかりやすく身近で相談しやすい体制をつくります。	市民課 文化スポーツ課 生活支援課 高齢者支援課 障がい者支援課 市民協働・男女参画推進課

主な事業

No.	事業	内容	担当課
25	多様な性（性的指向、性自認）への理解促進や生き方の尊重	性的指向や性自認を理由とした差別・偏見をなくし、理解を深めるための啓発を行います。また、学校では性のちがいについての人権教育を行います。	市民協働・男女参画推進課 指導課（小・中学校）
26	性的少数者に寄り添った取組の検討	性的少数者に寄り添った、さまざまな取組についての検討を進めます。	市民協働・男女参画推進課

性の多様性について

東京2020オリンピック・パラリンピックを経て、ますます広く認知されるようになった、性の多様性。女性、男性だけではなく、性自認、性的指向、性表現など、人それぞれです。

性的指向と性自認

性的指向～どのような性別の人を好きになるか、多くの場合、思春期の頃に「気づく」もので、自分の意志で変えられるものではありません。

L Lesbian(レズビアン) 女性の同性愛者（心の性が女性で恋愛対象も女性）

G Gay(ゲイ) 男性の同性愛者（心の性が男性で恋愛対象も男性）

B Bisexual(バイセクシュアル) 両性愛者（恋愛対象が女性にも男性にも向いている）

性自認～自分の性をどのように認識しているか、「心の性」と言われることもあります。「身体の性」と「心の性」一致せず、自身の身体に違和感を持つ人たちもいます。

T Transgender(トランスジェンダー)

「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人

以上のように、いずれにもあてはまらないということもあり、性はグラデーションです。

身近であたりまえの存在の性的少数者に配慮した、態度と言葉遣いを心がけましょう。

法務省人権擁護局ホームページより

施策2 人生100年時代、生涯にわたる健康施策の推進

思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などの段階において、それぞれ健康上の課題に直面することをだれもが理解し、配慮していくことが求められます。

人生100年時代、性差に対応した生涯を見据えて、こことからだの健康づくりを支援します。

性差に関する理解を深め、尊重しあうことで、妊娠・出産などにおいても主体的な生き方ができる社会を目指し、情報提供や支援を行います。

数値目標

指 標	現在 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)
65歳健康寿命(要介護2以上)女性	86.42歳 (平成31年)	延伸
65歳健康寿命(要介護2以上)男性	83.60歳 (平成31年)	延伸
保健師等による妊婦への面接の実施率	94.5%	100%

自分らしくいきいきと生活するには？

ヘルスリテラシー

女性が健康を促進し維持するため、必要な情報にアクセスし、理解し、活用していくための能力とされています。(女性の健康増進調査2018、日本医療政策機構による)

体のしくみや疾病知識だけでは充分ではなく、情報の取捨選択、医療関係者等への相談、女性特有の症状への対処といった行動が伴う必要があります。

調査結果より、女性に関するヘルスリテラシーの高さが、仕事や妊娠、健康行動と関連のあることが明らかになったことから、ヘルスリテラシー向上に繋がる対策促進の重要性が示唆されています。

フェムテック

Female(女性)とTechnology(テクノロジー)をかけた造語です。女性が抱える健康の課題をテクノロジーを活用して解決する物やサービスを指します。製品やサービスの例としては、生理痛を改善する器具や月経周期を予測するアプリなどがあげられます。

経済産業省によると、「生理に伴う体調不良による労働損失や医薬品・通院にかかる費用」などの負担は、国内だけで年間約7000億円にのぼり、フェムテックが普及した場合、「PMS(=月経前症候群)」や生理への正しい知識と対策が広まり、これまで適切な治療など行ってこなかった女性が減少し、生理に関連した症状に伴うパフォーマンス低下の損失額も半減すると推測されます。

施策の方向性 ① 健康保持、健康づくりへの支援

主な事業

No.	事業	内容	担当課
27	健(検)診の実施と健康づくりに向けての知識の普及	国の指針に基づく、胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮頸がん検診等を実施し、受診勧奨等を行うことで、がん予防に対する意識を高めるとともに、各種健(検)診の受診率の向上に努めます。また、女性向け、男性向け、年齢別、保育付きなどライフステージに合わせた教室等を実施し、健康づくりに関する知識の普及啓発を行います。	健康推進課
28	健康相談の実施	がん精密検査未受診者に健康相談、受診勧奨を実施します。また、各種健康教室において、健康相談を行うことで、生活習慣の改善を促し、健康の保持・増進を図ります。	健康推進課
29	介護予防の推進啓発	高齢者が身近な場所で介護予防に取り組むことができるよう、理学療法士等の専門職による支援なども行いながら、住民が主体の介護予防の活動を地域全体へ広げていきます。	高齢者支援課
30	健康づくり、体力づくりの推進	健康増進を目的としたスポーツ教室やウォーキングイベント等、だれでも気軽に取り組める事業を開催することにより、市民の健康づくりの推進に努めます。	文化スポーツ課

施策の方向性 ② 妊娠、出産等に関する健康支援

主な事業

No.	事業	内容	内容
31	妊娠・子育て等に必要な情報提供	妊婦全員への面接、乳児家庭全戸訪問事業やハローベビークラス(両親学級)で、妊娠、子育て等に必要な情報を提供します。また、子育て応援アプリで子育てに関する情報提供を実施します。	健康推進課
32	母性保護に関する事業の推進	妊娠SOS相談事業により、妊娠・出産への悩みや心配ごとのある方への支援を行います。また、妊娠届出時等での妊婦面接で、妊娠、出産に困難を感じていないか等を確認し、健康支援に努めます。	健康推進課

施策3 あらゆる暴力の根絶のための施策の推進 (配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画)

配偶者やパートナーなどの親密な関係で起こる暴力、ドメスティック・バイオレンス(DV)をはじめ、さまざまなハラスメント、性暴力、ストーカー行為等は犯罪となる行為を含む、深刻な人権侵害です。

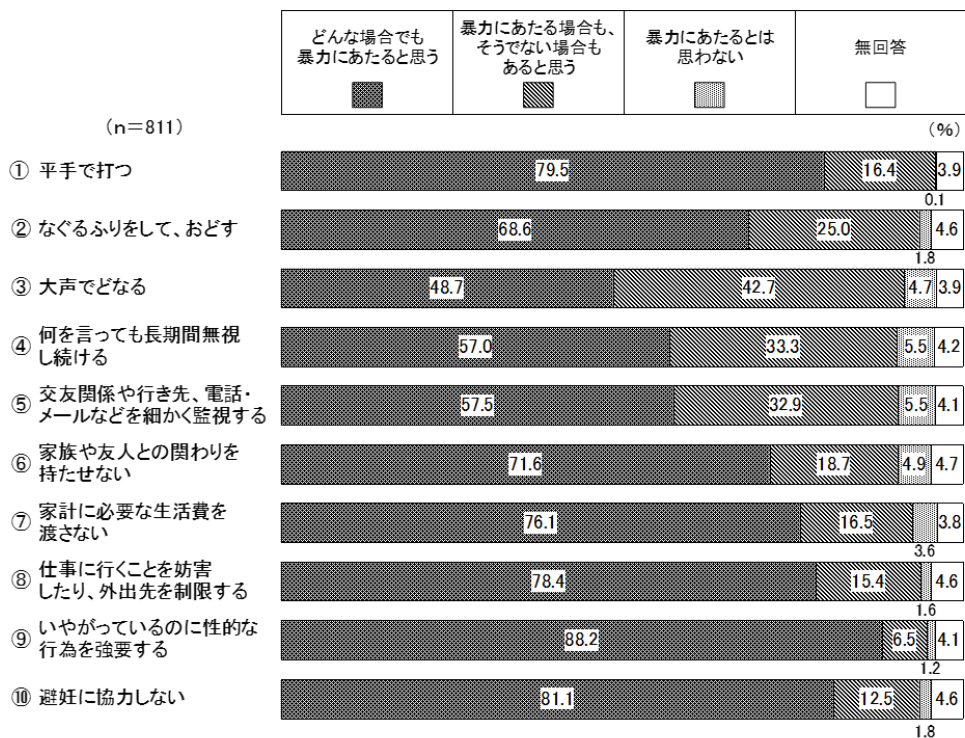
だれもが相手を尊重し、対等な関係を築くことが男女共同参画社会の実現につながります。

あらゆる暴力を根絶するために意識啓発や相談体制の充実を図り、被害者支援のため関係機関との連携の充実を図っていきます。

数値目標

指標	現在 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)
『「何を言っても長時間無視し続ける」がどんな場合でも暴力にあたると思う人』の割合 (実態調査 R2 問 19)	57.0%	100%
女性相談の相談件数	1,234 件	1,500 件

<暴力の認識>



資料:令和2年度調査 小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)

施策の方向性

① 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実

主な事業

No.	事業	内容	担当課
33	配偶者等からの暴力と人権侵害防止に関する知識の普及・啓発	配偶者等からの暴力と人権侵害防止に関する知識の普及に努め、女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボン運動）や講座の開催を通じて意識啓発を図り、DVに関する理解と根絶に努めます。	市民協働・男女参画推進課
34	市の体制整備及び女性相談と関係機関との連携	庁内連携会議の開催等により連携を強化し、関係機関との協力体制の強化に努めます。個人情報保護に十分配慮し、被害者がより身近な場所で安心して相談できるように、女性相談の周知に努めます。	市民協働・男女参画推進課 関係各課

重点②

施策の方向性

② ハラスメントや性暴力等への対策

主な事業

No.	事業	内容	担当課
35	ハラスメントやストーカー等の防止のための意識啓発と情報提供	ハラスメント防止のための講座等を開催するとともに、男女共同参画センター“ひらく”に書籍・パンフレット等の各種資料を配架し、意識啓発を行います。	市民協働・男女参画推進課
36	デートDV防止の啓発	若い世代へ向け、相手と気持ちのよい付き合いができるように、デートDVが身近にひそんでいることに気づき、認識してもらうための取組を実施します。	市民協働・男女参画推進課

主な事業

No.	事業	内容	担当課
37	相談体制の充実	さまざまなニーズに対応できるよう、家庭相談等の各種市民相談の実施や、法律相談での女性弁護士による相談体制を継続するとともに、女性相談の充実について検討します。また、災害時の相談対応について検討していきます。	市民課 市民協働・男女参画推進課

暴力は『殴る、ける』だけではありません!!

- 身体的暴力 殴る、ける、たたく、つねる、髪の毛をひっぱる、物を投げる、殴るふりをする
- 精神的暴力 傷つく言い方をする、無視する、大声で怒鳴る、物にあたって怖がらせる
- 社会的暴力 スマホや持ち物をチェックする、連絡がつかないと怒る、自分以外の人と話すのを嫌がる
- 経済的暴力 借りたお金を返さない、お金を出させる、お金の使い道を報告させる
- 性的暴力 無理やりさわる、見たくない画像などを見せる、勝手に画像を撮る

これらは全て、暴力にあたります。

デート DV 防止啓発講座にて・・・

中学生400人に聞きました!! 『男女で平等でないと思うことは?』

プロ野球や高校野球など男にしかできないスポーツがある。レディファーストという言葉をよく聞く。怒られるときの対応の違い。女性差別を理由に、男性が下に見られていることがある。男性の方が給与や試験で優遇されている。力仕事の時に男子だけやらされる。政治とかのニュースを見ているとき。仕事や家庭の立場。女性は妊娠したら仕事を休まないといけない。海外に比べて日本は「女性が家事の中心である」という固定観念が残っていると感じる。総理大臣に女性がいない。男女の給与の差。「男」が先に書かれているとき。入試の時の枠が男子の方が多い。女性専用車両。

大学生 80 人に聞きました!! 『市にやってほしいことは?』

- ・話して伝えることの大切さを普及してほしい
- ・自分に自信を持ったり、相手に心を開くコツを教えていただくと助かります
- ・世の中を担っていく若者に対して、男女平等を促すような教育を行ってほしい
- ・性別に対する考え方を広めること
- ・働く女性への支援

基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画と推進体制の整備・強化

施策1 あらゆる場での男女共同参画意識の醸成

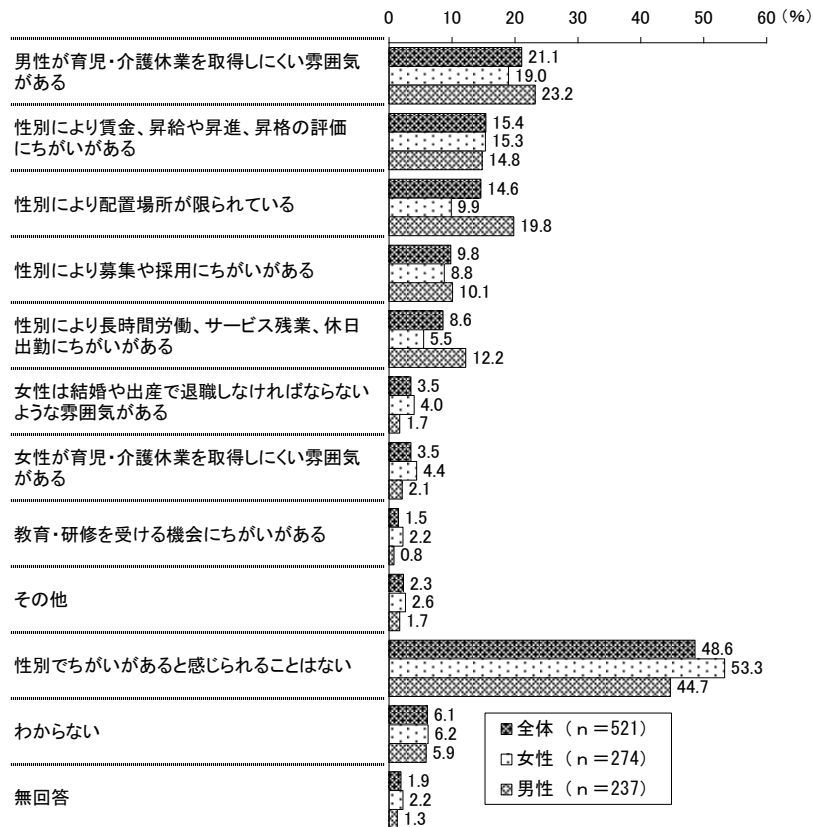
社会のあらゆる分野において、だれもが性別にとらわれず、個性と能力を発揮できる生き方を尊重することが大切です。

地域と協働した啓発や情報提供、また学校教育の場において、男女共同参画の視点を取り入れ、意識の醸成を図ります。

数値目標

指標	現在 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)
自治会長の女性割合	23.1%	29.1%
男女平等に関する授業を実施した小・中学校の割合	100%	100%
『職場で「性別でちがいがあると感じられることはない」と思う人』の割合（実態調査：H27問8-3、R2問9-1）	48.6%	60.0%

<職場での性別によるちがい>



資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)

重点③

施策の方向性

① 地域と協働した男女共同参画の推進 **NEW3**

主な事業

No.	事業	内容	担当課
38	地域活動団体への女性登用の協力要請	市民活動支援センターあすびあと連携した講座等の開催により、地域活動を担う女性リーダーを育成し、地域団体（町会・自治会、サークル、ボランティア活動等）への女性登用の協力要請を行っていきます。	市民協働・男女参画推進課
39	市民等や男女共同参画センター利用登録団体との協働による推進	公募市民からなる男女共同参画推進実行委員会の企画・運営による広報誌『ひらく』の発行と、講演会（フォーラム）を開催します。また、男女共同参画センター利用登録団体等との協働・共催による講座等を開催することで、市内外の関係機関との連携を強化し、男女共同参画の意識啓発を進めます。	市民協働・男女参画推進課
12 (再掲)	だれもが身近な地域で学びあい、その地域づくり等に活かせる多様な学習の場や機会の提供	市民向け講座を充実させ、子育て中の親も安心して参加できるよう、保育付きの講座等を充実し、だれもが共に地域コミュニティで活躍する場の提供に努めます。	市民協働・男女参画推進課 市民課 公民館 図書館 関係各課

施策の方向性

② 学校教育における男女共同参画の推進

主な事業

No.	事業	内容	担当課
40	教職員研修の充実	東京都人権施策推進指針に基づき、人権教育推進委員会や各学校の研修会をはじめ、男女共同参画の視点を踏まえた人権に関わる研修の充実に努めます。	指導課
41	人権教育、健康安全教育に関する指導・個別相談の充実	学習指導要領に基づき、発達段階に応じて男女共同参画の理解を深め、将来を見通した自己形成ができるよう、人権教育、健康安全教育、キャリア教育に関する指導及び個別相談の充実に努めます。	指導課（小・中学校）
36 (再掲)	デートDV防止の啓発	若い世代へ向け、相手と気持ちのよい付き合いができるように、デートDVが身近にひそんでいることに気づき、認識してもらうための取組を実施します。	市民協働・男女参画推進課

重点④

施策の方向性

③ 固定的役割分担意識、無意識の思い込みの解消

NEW4

主な事業

No.	事業	内容	担当課
42	無意識の思い込みの解消	男女共同参画社会の実現のため、だれにでもある無意識の思い込みを認識し、ジェンダー平等を含む啓発を実施します。	市民協働・男女参画推進課
43	情報リテラシーの周知	情報には立場や視点のちがいから受け取り方が異なることがあることを知り、だれが目にしてもわかりやすく、配慮の行き届いた情報の取捨選択、表現を心がけられるよう啓発していきます。	全課 秘書広報課 市民協働・男女参画推進課
39 (再掲)	市民等や男女共同参画センター利用登録団体との協働による推進	公募市民からなる男女共同参画推進実行委員会の企画・運営による広報誌『ひらく』の発行と、講演会（フォーラム）を開催します。また、男女共同参画センター利用登録団体等との協働・共催による講座等を開催することで、市内外の関係機関との連携を強化し、男女共同参画の意識啓発を進めます。	市民協働・男女参画推進課

無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）はだれにでもあります

無意識の思い込みは、なかなか自分では気づきにくいものですが、だれの意識にも『決めつけ』や『押しつけ』による言動があります。「自分は、大丈夫」「関係ない」ではなく、まずは、気づく、気づこうとする意識を持つことが大切です。思い込みや理解不足などないか、確認してみましょう。

- 1 女性は男性よりも気遣いができて当然
- 2 どのような場面でも常に上下関係を意識する
- 3 共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先すべき
- 4 女性に理系の進路は向いていない
- 5 PTAは女性が参画すべき
- 6 女性の上司には抵抗がある
- 7 「普通は～だ」「これは常識だ」と思うことがある
- 8 育児期間中は重要な仕事を担当すべきではない
- 9 男性は育児休業をとるべきではない
- 10 男性なら残業や休日出勤は当たり前
- 11 共働きで子どもの具合が悪くなった時、母親が看病すべき
- 12 昇進を望む女性は少ないと思う

施策2 男女共同参画の推進体制の整備・強化

男女共同参画推進計画を着実に市全体で推進していくためには、各施策の推進状況を検証し、事業効果を図るため、関係各課の横断的な調整、連携の強化が求められます。

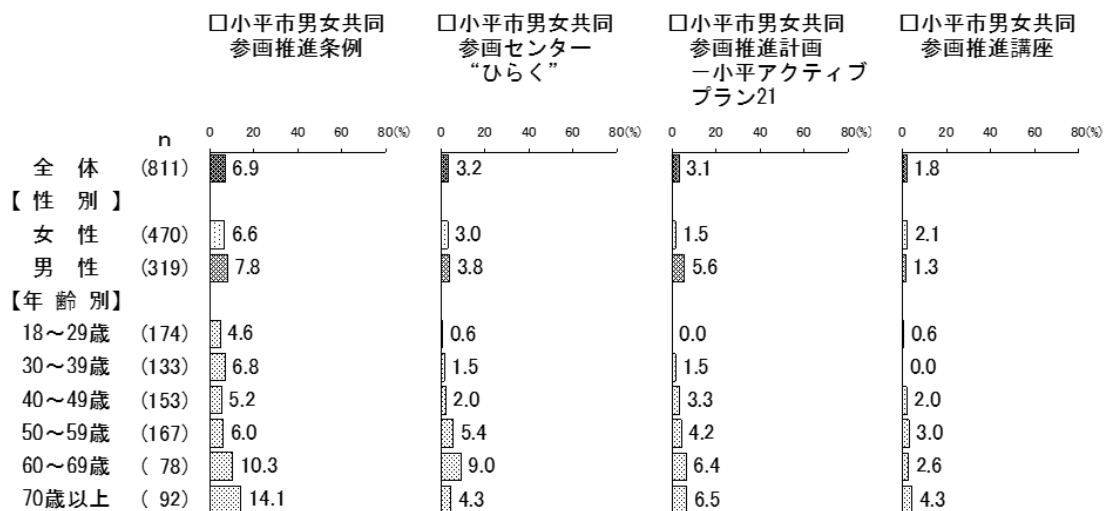
また、男女共同参画社会の形成のためには、市をはじめ、市民や事業者とともに取り組む必要があります。

災害などの非常時においてもさまざまな視点から対応することができるよう、小平市男女共同参画センターを拠点とした積極的な情報発信と施策を推進し、男女共同参画意識の向上を図ります。

数値目標

指標	現在 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)
男女共同参画社会が実現されていると思う市民の割合	27.0% (令和3年度)	50.0%
『小平市男女共同参画推進条例を「知っている」人の割合』(実態調査：H27問29、R2問26)	6.9%	15.0%
男女共同参画に関する啓発等の企画数	14本	20本
防災に関する出前講座「デリバリーこだいら」の開催回数	7回	13回
避難所開設準備委員会が開催する会議への女性参加割合	—	30.0%

<市の男女共同参画施策の認知度>



資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)

施策の方向性	① 小平市男女共同参画推進条例の啓発・推進、男女共同参画推進計画の進行管理と女性活躍に向けた現状把握
--------	--

主な事業

No.	事業	内容	担当課
44	性別のちがいによる現状把握のための取組	性別による傾向のちがいを把握し、男女共同参画、女性活躍に向けた取組に活かしていきます。	関係各課
45	小平市男女共同参画推進条例、小平市男女共同参画推進計画の周知・推進	男女共同参画社会実現に向けた小平市男女共同参画推進条例の周知のために、条例パンフレットを活用し、周知・推進に努めます。また、小平市男女共同参画推進計画の推進状況を把握し、課題解決に努めます。	市民協働・男女参画推進課

重点⑤

施策の方向性	② さまざまな視点による災害に強い地域づくり
--------	------------------------

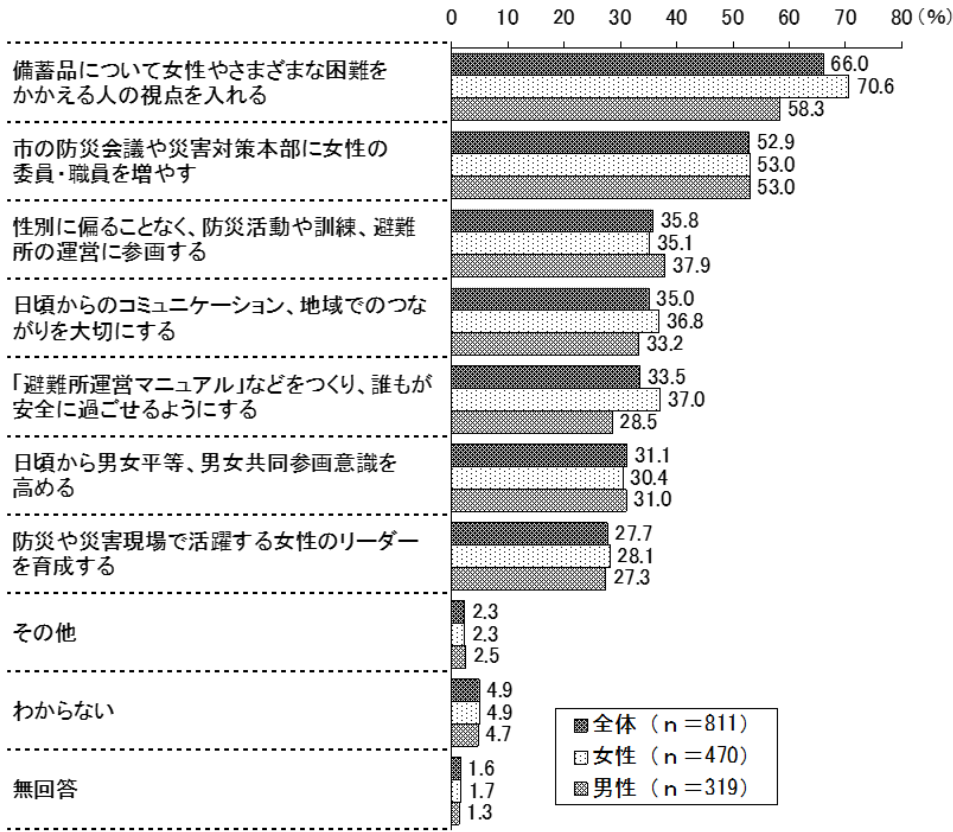
主な事業

No.	事業	内容	担当課
46	避難所運営への女性の参画	災害時の避難所の管理・運営について、会議等への女性の参画を推進し、女性や要配慮者などの意見も反映した避難所管理運営マニュアルの作成を支援し、さまざまな視点を踏まえた避難所運営へとつなげます。	防災危機管理課
47	避難行動要支援者への支援	災害時における避難行動要支援者への避難支援を適切かつ円滑に実施するため、避難行動要支援者登録名簿の整備と支援者への情報提供を行います。	生活支援課
48	災害用備蓄品の整備におけるニーズの把握	さまざまな機会を捉え、要配慮者や女性等のニーズの把握に努め、状況に応じた備蓄品の整備を図るとともに、自助による備蓄の重要性を周知します。	防災危機管理課

主な事業

No.	事業	内容	担当課
49	男女共同参画推進本部、男女共同参画推進委員会の運営と部・課を越えた連携の強化	男女共同参画推進本部、男女共同参画推進委員会を開催することで、男女共同参画における庁内の連携を強化していきます。	市民協働・男女参画推進課
50	男女共同参画センター機能の推進	男女共同参画センター“ひらく”の管理・運営方法の検討と啓発事業による周知に努め、災害時の役割についても検討していきます。	市民協働・男女参画推進課
39 (再掲)	市民等や男女共同参画センター利用登録団体との協働による推進	公募市民からなる男女共同参画推進実行委員会の企画・運営による広報誌『ひらく』の発行と、講演会（フォーラム）を開催します。また、男女共同参画センター利用登録団体等との協働・共催による講座等を開催することで、市内外の関係機関との連携を強化し、男女共同参画の意識啓発を進めます。	市民協働・男女参画推進課

<男女共同参画の視点を活かした防災対策のために必要な取組>



資料：小平市男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(令和3年1月)

資料

1. 用語解説

あ行

●育児・介護休業法【6ページ】

正式名称「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児や介護をしなければならない労働者が、円滑に仕事と両立できるよう配慮し、働き続けられるよう支援するための法律。

●一時預かり保育【41ページ】

保護者の育児疲れの解消、急病、入院、勤務形態などの様々な事情により、一時的にお子さんを保育園でお預かりする保育サービス。

●SDGs【8ページ】

平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓う。

●えるぼし認定制度【44ページ】

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度。認定取得により、企業のイメージアップや従業員の満足度の向上、公共調達や融資における優遇などのメリットがあげられる。

●エンパワーメント【7ページ】

抑圧されることなく力をつけること。自ら主体的に行動することによって、状況を変えていこうとする考え方。

か行

●キャリア【43ページ】

時間的持続性ないしは継続性を持った概念。過去から将来の長期にわたる職務経験やこれに伴う計画的な能力開発の連鎖を指す。「職業生涯」や「職務経歴」などと訳される。

●ケアワーク【42ページ】

子どもや高齢者、障がい者などの日常生活のお世話やサポート。食事や入浴、排せつ、衣服の着脱や移動など、生活全般にわたる必要な援助。

●合計特殊出生率【12ページ】

一人の女性が一生の間に生む子どもの数。15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

●小口事業資金融資制度【44ページ】

市内で事業を営む方を支援し、市内産業の振興を図るための制度。市が指定する金融機関に融資のあっせんをし、利子および信用保証料の一部を補助する。

●子育て応援アプリ【41, 53ページ】

子育てに関する基本情報を提供するアプリで、予防接種のスケジュール作成、病院検索、子どもの成長記録をグラフ化できる機能などが無料で使用でき、妊娠期から役立つ情報を掲載している市のサービス。

●固定的役割分担意識【35, 59ページ】

個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、性別を理由として役割を固定的に分ける考え。

●子ども広場【41ページ】

専門のスタッフが、子育ての相談、親子の交流、子どもの遊びの指導、子育て情報の提供、講習会などを児童館や地域センターで行っている市のサービス。

さ行

●ジェンダー【59ページ】

社会的・文化的に作られた性別や性差。

●ジェンダー平等【59ページ】

SDGs にあげられている 17 の目標のうち、5 番目の目標。

●市民活動支援センターあすぴあ【39 ページ】

市民の自主的な社会貢献活動を支援するための施設。

●女子差別撤廃条約【6 ページ】

正式名称「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。昭和 54(1979)年 12 月 18 日に第 34 回国連総会において採択され、日本では昭和 60(1985)年に批准、昭和 61(1986)年に施行された。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。

●女性活躍【34 ページ】

だれもが働きやすい職場づくりのため、「人材育成」「マネジメント」「組織内コミュニケーションの活性化」などの様々な企業課題解決に効果を発揮するもの。

●情報リテラシー【59 ページ】

目的に応じて情報を活用する能力。各種の情報源を適切に利用し、散在する情報の中から必要な情報を収集、整理、発信する能力。

●女性活躍推進のための一般事業主行動計画【44 ページ】

企業が、子育てをしている労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うため、また女性労働者の活躍推進の取組を着実に前進させるために策定する計画。

●人権擁護委員【50 ページ】

法務大臣から委嘱され、市に配置される委員。地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っている。

●すだち【41 ページ】

市内の女性の就労支援施設。自分の仕事づくりの一步を踏み出したい女性のためのテレワーク拠点となるほか、コワーキング（様々な人と共同で働く場や環境）やワンデーサロンなど、女性の仕事へのチャレンジを応援するスペースで、国の交付金を活用して整備したもの。

●ストーカー行為【54 ページ】

同一の者に対し、つきまとい等を反復して行うこと。

●生活困窮者自立支援事業【29 ページ】

生活全般にわたる困りごとの相談窓口を小平市社会福祉協議会に委託し、「こだいら生活相談支援センター」で実施。

●性自認【35, 51 ページ】

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティを自分の感覚として持っているかを示す概念。

●性的指向【35, 51 ページ】

人の恋愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。

●性的少数者【51 ページ】

性自認が生まれた時の身体的な性別と異なっていたり、性的指向が異性愛ではない人々のこと。

●性同一性（障害）【市長あいさつ】

医学的な病名であり、身体的な性別に対し、違和感や不快感を抱く疾患。

●性暴力【54 ページ】

望まない、同意のない性的な行為で、年齢、性別にかかわらず、身近な人や夫婦・恋人の間でも起こる。

●創業支援等事業計画【41 ページ】

産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」とは、日本経済を再生し、産業競争力を強化することを目的としたもので、小平市においても計画策定し、創業者・創業希望者の方に向けて様々な支援を実施している。

た 行

●多様性【50, 51 ページ】

性別・国籍・人種・年齢など様々な違いを問わず多様な人材を認め、活用すること。ダイバーシティ。

●男女共同参画センター【28, 42, 55 ページ】

男女共同参画社会の実現に向けた市の拠点施設。

●男女共同参画社会【33 ページ】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。(男女共同参画社会基本法第2条)

●地域包括支援センター【42 ページ】

地域で暮らす高齢者を、介護・福祉・健康・医療などのさまざまな面から総合的に支える。

●DV (ドメスティック・バイオレンス)

【27, 54 ページ】

配偶者やパートナーなど親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

●デートDV【55, 58 ページ】

結婚前の恋人間の暴力。暴力は、殴る、蹴るだけではなく、人前でバカにしたり、携帯電話やメールを細かくチェックして、行動を監視したりする精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力なども含まれる。

は 行

●パープルリボン運動【55 ページ】

子どもや女性の暴力被害者にとって、より安全なものとするを目的として、1994年アメリカ・ニューハンプシャー州の町で始まったといわれており、日本では毎年11月12日～25日に「女性に対する暴力をなくす運動」として、啓発している。

●HAAPYこ दौर【46 ページ】

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基いた計画。市職員が、働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立することができる環境を整備することで、すべての職員が、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現への一翼を担うことを目的としている。

●パートタイム労働法【6 ページ】

2020年4月に「パートタイム・有期雇用労働法」が施行され、現在この名称。パートタイム労働者の就業の実態を考慮して、雇用管理の改善などを講ずることにより、通常の労働者との均等・均衡待遇の確保を推進することを目的としている。

●ハラスメント【27 ページ】

弱い立場の相手に嫌がらせをする行為。職場内におけるハラスメントは増加傾向にある。セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントをはじめ、40近いハラスメントがあげられている。

●避妊行動要支援者【28 ページ】

情報の入手や発信が困難な人。例えば、視聴覚に障がいのある人、あるいは日本語の分からない外国人、知的障がいのある人など理解や判断ができなかったり、時間がかかる人。さらに、移動などに介助の必要な人。寝たきりの人、足が不自由な人、乳幼児など。

●病児保育【41 ページ】

病気の回復途中にあり、通常の集団保育を受けることが難しい子どもを預かる保育サービス。

●放課後子ども教室【41 ページ】

子どもたちの安全・安心な居場所として、放課後や週末などに学校施設等を利用して、学習やスポーツ・文化活動を地域の方々に企画・運営していただき、地域住民との交流や学年を超えた活動のなかで、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業。

ま 行

●マザーズハローワーク【41 ページ】

子育てをしながら就職を希望している方々に対して、お子様連れでも来所しやすい環境を整備し、個々の希望やニーズに合ったきめ細かい就職支援を行う施設。

●無意識の思い込み【35, 59 ページ】

アンコンシャス・バイアスともいい、本人が気づいていない、偏ったものの見方やゆがんだ認知のこと。多くは過去の経験や周囲の意見、日々接する情報から形成されるもの。

ら行

●ライフスタイル【26 ページ】

生活の様式・仕方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

わ行

●ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)【25 ページ】

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。

2. 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

最終改正:平成11年12月22日法律第160号

平成13年1月6日 施行

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形

成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関す

る施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参

画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則(平成十一年七月一六日法律第一〇二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この

法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成十一年一月二二日 法律第一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成 13 年法律第 31 号

最終改正:令和元年法律第 46 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。

また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号第六号 第五

条 第八条の三及び第九条において同じの緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため 就業の促進 住宅の確保保護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターはその業務を行うに当たっては必要に応じ配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被

害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ)。又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ)を受けた者に限る。以下この章において同じ)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力 同号において同じ)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者)。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命

ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がある成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を

有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ、その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員
の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び

場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの

原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に

掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁し

なければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

一 項		
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定公布の日

二 第二条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定(同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。)及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

4. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

最終改正:令和元年6月5日法律第24号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施

するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動

計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画 (一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一

般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における

活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項

及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これ

を定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとし

て内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとも

に、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成二九年三月三十一日法律第一四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び

第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。))の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(令和元年六月五日法律第二四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5. 小平市男女共同参画推進条例

平成20年
条例第21号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 基本的施策(第9条—第14条)

第3章 推進体制等(第15条—第17条)

第4章 小平市男女共同参画推進審議会(第18条—第22条)

附則

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、私たち市民の願いである。

小平市では、男女共同参画社会の実現に向け、平成8年に男女共同参画を推進するための基本的な計画である小平アクティブプラン21を策定するなど、様々な施策の推進に努めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担等の意識及びそれに基づく社会の慣行は、依然として存在しており、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に対等な立場で参画することができる社会を実現するためには、なお一層の努力が必要である。

こうした状況を踏まえ、小平市、市民等及び事業者が一体となり、男女共同参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、その理念並びに小平市(以下「市」という。)、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策(以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 市民等 市の区域内(以下「市内」という。)に住所を有する個人又は市内で働き、学び、若しくは活動する個人をいう。

(3) 事業者 市内で事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(男女共同参画の理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念に基づいて推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等の意識を反映して、男女の自らの意思による多様な生き方の選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる場において、性別にかかわらず、一人一人の個性と能力を尊重した教育が行われること。

(5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

(6) 男女が、相互の性に関する理解を深め、相互に尊重し合うことで、女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康が保持されること。

(7) 国際社会及び国内の様々な取組との協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を最重要課題の一つとして位置付け、男女共同参画施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画施策の実施に当たっては、市民等、事業者、関係団体、国及び他の地方公共団体と相互に連携及び協力を図るものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる場において男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 市民等は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、就労者が職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立することができるよう、職場の環境整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、社会のあらゆる場において、性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることを行ってはならない。

3 何人も、家庭内等において、配偶者等に身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。

(公衆に表示する情報における配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担等を助長する表現その他の男女共同参画の推進を阻害する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(推進計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ小平市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、推進計画に基づく男女共同参画施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

2 市長は、毎年、小平市男女共同参画推進審議会に対し、前項に規定する実施状況について報告するものとする。

(家庭生活、地域生活及び職業生活への参画支援)

第11条 市は、家族を構成する男女が相互に協力して自らの意思によって家庭生活、地域生活及び職業生活における活動に参画できるよう、必要な支援を行うものとする。

(啓発活動等)

第12条 市は、男女共同参画について市民等及び事業者の関心を高め、及びその理解を深めるために、啓発活動を行うとともに、その学習の場の充実に努めるものとする。

(調査研究等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(市民等及び事業者に対する支援)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民等及び事業者に対し、必要な支援を行うものとする。

第3章 推進体制等

(施策の推進体制の整備)

第15条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

る。

(審議会等の委員の構成)

第16条 市は、審議会等を置く場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(意見等への対応)

第17条 市長は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民等及び事業者からの意見、苦情及び相談に対し、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があると認めるときは、小平市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

第4章 小平市男女共同参画推進審議会

(設置)

第18条 市の男女共同参画を推進するため、市長の附属機関として小平市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第19条 審議会は、この条例の規定によりその権限に属するとされた事項について審議するほか、市の男女共同参画に関する重要事項について市長の諮問を受けて審議し、又は市長に意見を述べるができる。

(組織)

第20条 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第22条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成20年10月1日・平成20年条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4章並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成21年10月1日から施行する。

(推進計画に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている小平アクティブプラン21は、第9条の規定により策定された推進計画とみなす。

(審議会に関する経過措置)

3 第4章の規定の施行の日の前日までの間における第9条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第10条第2項及び第17条第2項の規定の適用については、これらの規定中「小平市男女共同参画推進審議会」とあるのは、「小平市男女共同参画推進協議会設置要綱(平成11年8月1日制定)第1条に規定する小平市男女共同参画推進協議会」とする。

4 第20条の規定により同条の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第21条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

(小平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 小平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

6. 小平市男女共同参画センター条例

平成15年
条例第23号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成(男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第2条第1号に規定する「男女共同参画社会の形成」をいう。以下同じ。)の促進を図ることを目的として、小平市小川東町4丁目2番1号小平元気村おがわ東に小平市男女共同参画センター(以下「センター」という。)を設置する。

(事業)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成を促進するための施設の提供に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この号において「休日」という。)に当たるときは、その日後の休日を除く直近の日
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用できるものの範囲)

第5条 センターを利用できるものは、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進を目的とする団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めたもの

(利用の制限等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 施設、設備等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認めるとき。
- (2) 秩序を乱し、又は乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認めるとき。

(施設の変更禁止)

第7条 センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに利用した施設、設備等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 利用者は、センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成15年12月24日・平成15年条例第23号)

この条例は、平成16年1月29日から施行する。

7. 第四次小平市男女共同参画推進計画の策定体制・経過

(1) 小平市男女共同参画推進審議会

① 小平市男女共同参画推進審議会委員名簿

第6期（任期:令和2年4月1日から令和4年3月31日まで）

敬称略

		氏名	役職
1	委員	あずま のぶや 東 薫也	事業者又は団体の代表(小平商工会)
2	委員	いわがち いくこ 岩淵 郁子	公募市民
3	委員	えばら かおる 江原 薫	公募市民
4	委員	かねこ まさてる 金子 匡輝	公募市民
5	委員	こばやし あやこ 小林 絢子 (令和3年3月31日まで)	学識経験を有する者(小学校PTA連合会)
		いちかわ じゅんこ 市川 潤子 (令和3年4月1日から)	
6	委員	こばやし よしひろ 小林 義浩	事業者又は団体の代表(東京都労働相談情報センター国分寺事務所)
7	会長	たかぎ りえこ 高木 理恵子	学識経験を有する者(弁護士)
8	副会長	ふじた ひでこ 藤田 英子	学識経験を有する者(保護司)
9	委員	ほりうち まりえ 堀内 まりえ	公募市民
10	委員	よしむら まなみ 吉村 麻奈美	学識経験を有する者(津田塾大学学芸学部国際関係学科准教授)

五十音順

②小平市男女共同参画推進審議会審議内容

【令和2年度】

【令和3年度】

回	開催日	議 題	回	開催日	議 題
1	7月7日 (火)	(1)小平市男女共同参画推進審議会の概要 (2)令和2年度事業予定 (3)小平アクティブプラン 21(第三次小平市男女共同参画推進計画)の概要 (4)小平アクティブプラン 21 推進状況調査【令和元年度実績】(案)について (5)第四次小平市男女共同参画推進計画策定の基本方針について (6)男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査について	1	5月13日 (木)	(1)令和3年度男女共同参画推進事業年間予定 (2)男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査結果の概要 (3)第四次小平市男女共同参画推進計画体系図案について
2	8月21日 (金)	(1)小平アクティブプラン 21 推進状況調査報告書【令和元(2019)年度実績について (2)男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査について (3)男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査の集計について	2	7月27日 (火)	(1)小平アクティブプラン21推進状況調査報告書(案)【令和2(2020)年度実績】について (2)第三次小平市男女共同参画推進計画(小平アクティブプラン21)4年間の取組の総括について (3)第四次小平市男女共同参画推進計画(小平アクティブプラン21)の事業項目案について (4)第四次小平市男女共同参画推進計画(小平アクティブプラン21)骨子案について
3	2月3日 (水)	(1)男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査の報告について (2)内閣府による第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)について (3)第4次小平市男女共同参画推進計画(小平アクティブプラン21)への反映の方向性について	3	9月14日 (火)	(1)小平アクティブプラン21推進状況調査報告書(案)【令和2(2020)年度実績】について (2)第四次小平市男女共同参画推進計画(小平アクティブプラン21)素案について
			4	11月5日 (金)	(1)第四次小平市男女共同参画推進計画(小平アクティブプラン21)素案について
			5	令和4年 1月24日 (月)	(1)小平アクティブプラン21(第四次小平市男女共同参画推進計画)に対する市民意見公募手続(パブリックコメント)の実施結果について (2)小平アクティブプラン21(第四次小平市男女共同参画推進計画)原案について (3)小平市特定事業主行動計画の数値目標及び市民とつくる87の政策の『女性管理職5割』を目指すための取組について

(2)小平市男女共同参画推進本部

①小平市男女共同参画推進本部員名簿

1	本部長	市長
2	副本部長	副市長
3	本部員	教育長
4	本部員	議会事務局長
5	本部員	企画政策部長
6	本部員	財務担当部長
7	本部員	総務部長
8	本部員	危機管理担当部長
9	本部員	市民部長
10	本部員	地域振興部長
11	本部員	地域振興部文化スポーツ担当部長 兼健康福祉部健康・保険担当部長
12	本部員	子ども家庭部長
13	本部員	健康福祉部長
14	本部員	環境部長
15	本部員	都市開発部長
16	本部員	都市建設担当部長
17	本部員	会計管理者
18	本部員	教育部長
19	本部員	教育指導担当部長
20	本部員	地域学習担当部長
21	本部員	監査事務局長
22	本部員	選挙管理委員会事務局長

②小平市男女共同参画推進本部審議内容

【令和2年度】

【令和3年度】

回	開催日	議 題	回	開催日	議 題
1	4月28日 (火) 書面開催	(1)令和2年度男女共同参画推進事業 年間予定 (2)小平アクティブプラン 21(第三次小 平市男女共同参画推進計画)の概要 (3)男女共同参画に関する市民意識・ 事業所実態調査について (4)第四次小平市男女共同参画推進計 画策定の基本方針について(案)	1	4月30日 (金)	(1)令和3年度男女共同参画推進事 業年間予定 (2)男女共同参画に関する市民意 識・事業所実態調査結果の概要 (3)第四次小平市男女共同参画推進 計画体系図案について
2	8月7日 (金)	(1)小平アクティブプラン21推進状況 調査報告書(案)【令和元(2019)年度 実績】について (2)男女共同参画推進に関する市民 意識・事業所実態調査(案)について	2	7月14日 (水)	(1)小平アクティブプラン21推進状 況調査報告書(案)【令和2(2020) 年度実績】について (2)第三次小平市男女共同参画推進 計画(小平アクティブプラン21)4年 間の取組の総括について (3)第四次小平市男女共同参画推進 計画(小平アクティブプラン21)の事 業項目案について (4)第四次小平市男女共同参画推進 計画(小平アクティブプラン21)骨子 案について
3	1月26日 (火)	(1)男女共同参画推進に関する市民意 識・事業所実態調査の報告について (2)内閣府による第5次男女共同参画 基本計画(令和2年12月25日閣議決 定)について (3)計画への反映について	3	8月25日 (水)	(1)小平アクティブプラン21推進状 況調査報告書(案)【令和2(2020) 年度実績】について (2)第四次小平市男女共同参画推進 計画(小平アクティブプラン21)素案 について
			4	10月26日 (火)	(1)第四次小平市男女共同参画推進 計画(小平アクティブプラン21)素案 について
			5	1月24日 (月)	(1)小平アクティブプラン21(第四 次小平市男女共同参画推進計画)に 対する市民意見公募手続(パブリック コメント)の実施結果について (2)小平アクティブプラン21(第四 次小平市男女共同参画推進計画)原 案について

③小平市男女共同参画推進本部設置要綱

平成27年4月1日 制定

(設置)

第1条 小平市男女共同参画推進条例(平成20年条例第21号)第15条の規定に基づき、小平市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画施策の推進及び総合調整に関すること。
- (2) 小平市男女共同参画推進条例第9条第1項に規定する推進計画に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 小平市庁議等の設置及び運営に関する規程(昭和48年訓令第3号)第2条第2項第2号の部長及び部長相当職(本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充て、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副本部長は、市民協働・男女参画推進課に関する事務を担当する副市長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

(推進委員会)

第6条 推進本部に推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、会議に付議する事項及び会議で審議した事項に関して必要な審議を行う。
- 3 委員会に委員長を置き、地域振興部長をもって充てる。
- 4 委員会は、別表に掲げる者で構成する。
- 5 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第7条 推進本部等の庶務は、地域振興部市民協働・男女参画推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、推進本部長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(3)小平市男女共同参画推進委員会

①小平市男女共同参画推進委員名簿

1	委員長	地域振興部長
2	副委員長	地域振興部市民協働・男女参画推進課長
3	委員	企画政策部政策課長
4	委員	企画政策部秘書広報課長
5	委員	総務部職員課長
6	委員	市民部市民課長
7	委員	市民部市民相談課長
8	委員	地域振興部産業振興課長
9	委員	子ども家庭部子育て支援課長
10	委員	子ども家庭部家庭支援担当課長
11	委員	子ども家庭部保育課長
12	委員	健康福祉部生活支援課長
13	委員	健康福祉部健康推進課長
14	委員	環境部環境政策課長
15	委員	教育部教育施策推進担当課長
16	委員	教育部地域学習支援課長
17	委員	中央公民館長

②小平市男女共同参画推進委員会審議内容

【令和2年度】

【令和3年度】

回	開催日	議 題	回	開催日	議 題
1	4月16日 (木) 書面開催	(1)小平市男女共同参画推進委員について (2)令和2年度事業予定 (3)小平アクティブプラン 21(第三次小平市男女共同参画推進計画)の概要 (4)小平アクティブプラン 21 推進状況調査【令和元年度実績】(案)について (5)第四次小平市男女共同参画推進計画策定の基本方針について (6)男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査について	1	4月16日 (金)	(1)小平市男女共同参画推進委員会について (2)令和3年度事業予定 (3)男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査結果の概要 (4)第四次小平市男女共同参画推進計画体系図案について
2	7月16日 (木)	(1)小平アクティブプラン21推進状況調査報告書(案)【令和元(2019)年度実績】について (2)男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査(案)について	2	7月6日 (火)	(1)小平アクティブプラン21推進状況調査報告書(案)【令和2(2020)年度実績】について (2)第三次小平市男女共同参画推進計画(小平アクティブプラン21)4年間の取組の総括について (3)第四次小平市男女共同参画推進計画(小平アクティブプラン21)の事業項目案について (4)第四次小平市男女共同参画推進計画(小平アクティブプラン21)骨子案について
3	1月15日 (金)	(1)男女共同参画推進に関する市民意識・事業所実態調査の報告について (2)内閣府による第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)について (3)計画への反映について	3	8月18日 (水)	(1)小平アクティブプラン21推進状況調査報告書(案)【令和2(2020)年度実績】について (2)第四次小平市男女共同参画推進計画(小平アクティブプラン21)素案について
			4	10月1日 (金)	(1)第四次小平市男女共同参画推進計画(小平アクティブプラン21)素案について
			5	1月11日 (月)	(1)小平アクティブプラン21(第四次小平市男女共同参画推進計画)に対する市民意見公募手続(パブリックコメント)の実施結果について (2)小平アクティブプラン21(第四次小平市男女共同参画推進計画)原案について

第四次小平市男女共同参画推進計画

小平アクティブプラン21

令和4（2022）年3月発行

編集・発行 小平市 地域振興部 市民協働・男女参画推進課
〒187-8701
小平市小川町2丁目1333番地
電話 042-346-9618
FAX 042-346-9575
E-mail : kyodo-danjo@city.kodaira.lg.jp
価格 ●●円